

令和元年度 あさぎり町議会第5回会議会議録（10号）						
招集年月日	令和元年9月3日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和元年9月4日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	令和元年9月4日 午後3時30分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	岩本恭典	○	9	豊永喜一	○
	2	市岡貴純	○	10	永井英治	○
	3	難波文美	○	11	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	12	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	13	奥田公人	○
	6	久保尚人	○	14	溝口峰男	○
	7	小出高明	△	15	久保田久男	○
8	森岡勉	○	16	徳永正道	○	
議事録署名議員	3番 難波文美 4番 加賀山瑞津子					
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸 事務局書記 丸山修一					
地方自治法第121 条により説明のため 出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	教育長	米良隆夫	○
	総務課長	土肥克也	○	教育課長	木下尚宏	○
	企画財政課長	片山守	○	会計管理者	田中伸明	○
	税務課長	那須正吾	○	農林振興課長	甲斐真也	○
	町民課長	宮原恵美子	○	商工観光課長	北口俊朗	○
	生活福祉課長	上村哲夫	○	建設課長	大藪哲夫	○
	高齢福祉課長	出田茂	○	上下水道課長	林敬一	○
	健康推進課長	松本良一	○	農業委員会事務局長	船津宏	○
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第10号）

日程第 1 一般質問（5人）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問（5人）

午前10時 開 会

◎議長（徳永 正道君） 皆越委員から女郎花等の秋の飾っていただいております。この花を愛でてですね一般質問中は感情論にいかないように、和やかな一般質問を答えていただきますようによろしく願いいたします。ありがとうございました皆越議員。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は15人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。日程第1一般質問を行います。順番に発言を許します。まず、9番、豊永喜一議員の一般質問です。

○議員（9番 豊永 喜一君） 議長。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一君） おはようございます。9番、豊永でございます。通告にしたがいまして、子育て支援について一般質問を行います。第2次あさぎり町総合計画後期基本計画第3章幸せを感じる生活空間の構築。4のいきいき健やか児童福祉の推進から引用させていただきます。あさぎり町における年少人口は平成22年には2,551人、対人口比14.7%、平成27年に2,165人、対人口比13.9%減少傾向が続いています。今後も令和2年に2,059人、対人口比受13.6%、令和7年には1,844人、対人口比12.9%と減少することが予想されています。このように少子化が急速に進展する中、共働き家庭、核家族、ひとり親家庭も増加傾向にあり、育児不安の増大や家族、地域のひとり親家庭も増加傾向にあり、育児不安の増大や家族地域ひとり親家庭の失礼しました。家族地域の子育ての機能の低下など子供や家庭を取り巻く環境はますます厳しいものとなっています。このような中で、次代を担う子供を安心して産み、健やかに育てる環境を整えるために、家庭地域学校などが連携して多様化したニーズに対応しながら地域全体で子育てを支援していく体制が求められていますとあります。現在、あさぎり町では、少子化や子どもの貧困対策としてさまざまな事業を実施されておりますが、現状と課題を問います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） おはようございます。今、豊永議員より質問がありました子どもの少子化問題、それから子どもの貧困対策、ほんとにこれはほんとに慎重かつ丁寧にそして、真剣に取り組まなければならないあさぎり町にとっても大きな課題だと認識しております。昨日からの質問の中にも、やはり子どもの貧困対策、そういうものが盛り込まれていたと思います。この問題についてはやはり真摯に態度で個人情報にもかかわることでございますので、慎重かつ丁寧に対応が求められますし、また専門的な学識経験者の意見等も聞きながら取り組んでいきたいと考えております。今現在私が考えておりますことは、正確な現状の把握、そういうものを専門家を交えながらですね、現状把握し、そして今現在町が取り組んでおります対策をもう1回検討し、さらに必要なところは検討を加えて対策を加えていきたいというふうに考えております。現状

については、担当課より説明をいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、生活福祉課の子ども子育て支援グループのほうで取り組んでおります事業が幾つかございます。また、他の課に関しましても子育て支援等に関する事業に取り組んでいるところでございます。1番大きな昨今の取り組みにつきましては10月1日からの消費税のひざ引き上げに伴いまして、全国一斉に実施されますいわゆる幼児教育保育の無償化が差し迫った大きな変革点とまいましようか、改革ということで今準備を進めているところでございます。また、今期定例日の補正予算関係につきましても、関係予算を計上し、審議を願っているところでございます。まず質問にございましたような近年の子どもの子育てに関する現状とまいましようか、変化に対して本当に都著しいものがあるというふうに担当課といたしましても認識をいたしております。生活福祉課といたしましては子ども医療費の助成事業を始めとして出生祝い金制度、並びに放課後児童クラブ等につきましても所管いたしておりますが、少子化の影響で全体の子供数につきましては、減少をしておりますけれども、個々の事業につきましてはそれぞれの複雑または多様化する事情に合わせて、さまざまな支援策を町長の答弁にありましたように、まずは現状認識し、係る支援対策について随時検証を行っていきたいというふうに考えているところでございます。あと子育て支援に関しましては、当課が編集いたしまして、転入またはあさぎり町に引っ越してこられたときに配付いたしております子育て支援に関するパンフレット、これにつきましては町の事業として保護者の方に手渡しをしまして、内容をご覧くださいということで周知を図っているところでございます。生活福祉課関連につきましては概要につきましては以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一君） はい、子育て支援については国のほうも力を少子化ということで力を入れて、さまざまな事業があることは承知をしておりますけれども、今回は一応3点に絞って話をさせていただきたいというふうに考えております。まず第1番目にですね、子ども医療費助成事業の検証と効果についてというなお尋ねをしたいと思っておりますけれども、これにつきましては、6月定例会においても、2人のですね同僚議員の方が質問をされているところでございますけれども、一応子ども医療費助成についてはもう平成15年の合併時からですね、就学前の児童から対象になって、現在償還払いというようなことで中学生まで拡大してですね、実施をされておりますけれども、それぞれ時代の変化とともに多分いろんな課題、あるいは問題点等があるかというふうに思います。そういったところをどういった検証をして効果が上がっているのかまずお尋ねしたいというふうに思います。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、子ども医療費助成事業につきましては、まず簡単に概要的な経緯につきましても御説明いたしますと、子ども医療費の助成に関する条例規則の規定に基づきまして、新町でも引き続き子どもの疾病の早期治療促進し、その健康の保持並びに健全な育成と子育て支援を図ることを目的といたしまして、合併前から旧町村で始められた事業となっております。本町における現在の取り組みといたしましては、中学校3年までを助成対象といたしまして、病院や薬局で一度支払い、議員の質問にありましたように、保護者から町へ助成申請を行ういわゆる償還払方式ということで実施をいたしております。現状につきましては、平成26年にこの支払い方式を変更した経緯がございますが、その後3年間で、少子化の影響もございまして、少しずつ支払いの金額につきましては減少をいたしております。平成28年度から29年度までで約197万円ほど、また29年度から30年度までで7万2,000円ほど減少の傾向をたどっているところでございます。また、子ども子育てを支援する計画の策定のために、昨年、就学前とそれから小学校の保護者の方に対しましてアンケート調査を実施をいたしております。その結果で現状、結果の集

計分析を行っているところでございますが、御多分に漏れませず、保護者の方からは、メリット・デメリットそれぞれに対して意見が寄せられております。1番多かったのがやはりデメリット面での手続きが面倒であるといったような意見が1番多かったようでございまして、メリットとして安易な診療や過度な受診、複数受診、夜間、休日診療などいわゆるはしご診療と言われるものについての抑制点につきましてはあまり保護者の切実な意見としては上がってこなかったようでございます。デメリット面では一たん窓口で支払う必要があるという点についての面倒な点。それからその点に対しましても町につきましては、即日払いとか、翌日払いの対応をとらせていただいておりますが、やはり保護者にとりましては、そういう2度手間といいましようか、そういう点につきましての反応といいましようか回答が多かった結果となっております。あとここ数年の扶助費でのこの医療費の支払いに関しましての分析ですけれども、平成28年度から29年の医療費の減少の理由につきましては先ほど申し上げましたとおり、まずは少子化の影響で、そもそもの児童数が減ってきているという点がまず上げるということでございます。次に、1人当たりの医療費につきましても、全体数と同じで減少はしておりますが、こと小学校児童につきましては医療費が少し増加の傾向にあるといったような数値的な分析の結果を担当課ではしているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一君） アンケート等とられて検証をされているという話はわかりましたけれども、デメリット面では手続きが面倒であるとかという話でありますけれども、これについては、共働き家庭においては、そういう面もあるのかなという気はいたします。効果については、触れられておりませんが、効果についてはどういうふうに思われておりますか。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい子ども医療の助成の効果につきましては1番大きいものにつきましては、やはり保護者の皆さんがたの経済的な負担の軽減というのがこの医療費助成制度の最大の目的というふうに認識をいたしております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一君） 今回、決算も兼ねてということでもありますけれども、主要な施策の成果説明書におきましては、予算が5,793万3,000円。決算が5,607万3,386円というなことで、施策の効果として子どもの疾病の早期治療の促進、健康の保守及び健全な育成と子育て支援を図ったというふうにあります。せっかくならば今課長が言われた経済的負担の軽減あたりは入れてもいいんではなかろうかというふうに思いますけれども、不用額も185万9,610円ということで、これは先ほど課長が言われました少子化の影響だろうというふうに思います。ただ、小学生については若干1人当たりの医療費が上がっているというふうなことでありますが、そこあたりは原因は何かということは調べられておりますか。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、小学校児童につきましては、歯科医療関係について少し近年のペースとすれば減少といいましようか歯科医療についてがちょっと伸び悩みといいましようかそういったような数値的な傾向があらわれているようでございます。ただ、年間を通じまして、例えば特に小学校児童並びにその就学前の子どもにつきましては、インフルエンザ等流行の疾病が影響が少なからずともその年度年度であるのかなという感じはいたしております。詳細にわたっての数値等の分析につきましてはやはりもう少し関係課との協議の中で、例えばあの健康推進課の保健師さんたちの意見等も踏まえながら検証していく必要があるというふうに考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一君） はい、小学生あたりの増えてる医療ではそういったインフルエンザとかです

ね、疾病関係の流行といいますか、それで影響してくるということが納得いきました。結局、もとに帰ろうかというふうに思いますが、現在です行われている償還払いを現物給付という話がありますけれども、町長の所信表明の中にもございますけれども、関係機関と今後は協議していくという話をされましたけれども、非常に町長が町内を回られて、非常に何といいますか、所得の関係でなかなか厳しい面があるということを感じたという話をされていましたが、もうこうするんだということはまだ先ほどの答弁の中で現状を把握しながら協議していくということをおっしゃっていただきましたけれども、そこら付近、いつぐらいにですねはっきりした結論といいますか、今後の方向性が出るのかということをお尋ねしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、償還払いから現物支給への移行については、7月4日に関係課、生活福祉課、町民課、健康推進課、教育課、それから企画財政課で一応協議をしました。いろいろこれによって今医療費が少しずつ減少しているのがまた増えてくることについての対応等現状を踏まえた検討を行ったわけですが、1番現物支給をしたい理由は、やはり低所得者の方々の支援につながるという意味からぜひこれは実現したいと思っております。球磨医師会のほうとも一度話し合いをさせてもらうということで、今その日程を調整を行っているところです。でも私自身が球磨郡のお医者さんと会う機会もたびたびありましたので、個別にお話をしますと、先生方はそれは現物支給であっても対応できますよってという返事をいただいています。ただ多良木公立病院が、やはり夜間診療とか救急診療が増えますと、非常にやはり対応が厳しくなってくるのではないかと。そういうこともありまして、そういうことも一つは踏まえながらですねそれとやはりあの単なるこの子ども医療費を現物支給にすることだけじゃなくて、やはりもっと総合的な面からとらえながらその中の一つとして、医療費の現物支給というのも見たいと思います。今あの議員のほうからいつまでというような御質問でございましたが、その辺については少しまた猶予をいただいて、そういうふうな総合的な判断のもとで、一つの医療費事業をどうするかということも検討していきたいと思っておりますので、どうぞ御理解をよろしくお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一君） はい、早急にやれということではなくてですね、慎重に検討を進めてもらいたいと思います。おっしゃったように公立多良木病院の関係もありますので、そこらあたり何といいますか、結局は未来を担う子どもたちのためにということが大前提であろうというふうに思いますので、そこら付近考えるとすぐにできるできないということはないかというふうに思いますが、できれば来年度に向けたところまでにですね、そういった方向性を導いていただければというふうに思います。そういうことで次の質問に移らせていただきたいと思います。次にですね、学童保育のことについてお尋ねをしたいというふうに思っております。これについても子育て支援の一環というなことでありますけれども、この現状と課題についてまず伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい。学童保育、いわゆる放課後児童クラブというような言い方もいたしておりますが、現状につきましては、現在あさぎり町内で七つの学童保育、7クラブが運営をされておる現状にあります。それぞれのクラブにつきましては、運営主体並びに設置の場所等がそれぞれさまざまございまして、例えば、学校法人、幼稚園等が運営をされている。しかもその施設内であるということもありますし、保護者が運営されているところ、旧JAの後の施設でありますとか、現状の学校の敷地内とか、それから民間の運営ということで公共施設を借りて運営されているところ、それから社会福祉法人が運営されているところもございまして、1番特徴あるのが、JAくまの木綿葉の学童クラブということで、これは宅幼宅所といまして、高齢者の養護老人ホームですかと学童クラブが融合した形ということで運営されておら

れます。ここが1番特徴があるのかなというふうに思っております。現七つのクラブの登録児童数が合わせまして228名でございます。放課後児童クラブにつきましては、厚生労働省の省令によりまして設置の基準が決められております。概要的なものにつきましては、前回の条例等の改正でも説明をいたしましたとおり、1クラブに最低2名以上の支援員を配置するという点。それから開所する日数、これにつきましては原則1年につき250日以上開所しなさいと、それから設備につきましては、児童1人につきおおむね1.65㎡を確保する必要があると。最後に児童の集団の規模ですけれども、おおむね40人以下という国の定めた基準がございます。この基準に従いまして町内の7クラブにつきましては、おおむね基準を満たさ満たした上で運営がなされているといったような状況になっているところでございます。現状につきましては以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一君） 利用者が228名というなことでございますが、これは全体児童数に対して何%ぐらいになるかわかりますか。

◎議長（徳永 正道君） 暫時休憩します。再開します。生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、大変失礼いたしました。3歳以上、小学校6年生までの単純推計で達した数字で現行の登録児童数をパーセンテージが約16%という現状でございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 豊永委員。

○議員（9番 豊永 喜一君） はい、16%というなことでございます。一応ですねクラブの基準というのはすべて満たしているという話がありましたけれども、1クラブにつき2名以上の支援員が必要という話がありましたけれども、この支援については、基準を満たしているけれども、人員が足りないということはないですか。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、今回ですね、議員からの一般質問の内容を受けまして、一応7クラブのほうに現状の課題等はないかというようなお尋ねをいたしました。結果といたしまして、やはりお尋ねありますように、ちょっと人的いわゆるマンパワーが不足しているという回答が返答がありましたクラブがっております。あとは民間で運営されているところにつきましては、やはりその運営そのものを担う事務的なマンパワーもちょっと不足といいたまいますか、不足しておりますといったような御返答があった次第でございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一君） 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の中にはですね、最低基準の目的として、町長の監督に属する放課後児童健全育成事業利用している児童が、明るくて衛生的な環境において、素養がありかつ適切な訓練を受けた職員の支援により心身ともに健やかに育成されることを保障するものとするということになっております。条例の最低基準の目的の中でですね、ですから、結局そういった課題があったときにどういう対応をして行政は行政ですね、そういった応援をしていくのかということについて、今から対応策は考えられるんでしょうが、その中身がわかったら説明をお願いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、放課後児童クラブに対する町の支援は国等の3分の1の負担割合で毎年補助というか支援を行っているような次第でございます。補助申請への段階で、各クラブの現状数値的なもの等につきまして申請を受け付けた上で、県経由で申請を行っておりますけれども、その中でやはり各クラブの現状、それから課題等がありましたらあわせてですね報告をいただくようにしたいというふうに考

えておりますし、現状につきましてもその申請それから補助金等の交付の一連の事務の流れの中で把握すべき点を把握しているといったようなところでございます。先ほど答弁の中にありましたように、やはり各クラブからは特段差し迫った課題等につきましては報告がなかったようでございますが、やはり1番心配されている点につきましては、マンパワーという運営に関するマンパワーですね、いわゆる事務的なもの、それから支援に関するマンパワーを不安を持たれているクラブがあるといったようなことでございます。ちなみに現在マスコミ等で報道されておりますように、国の子育て支援の一環といたしまして、来年の4月1日施行で、さらに放課後児童クラブの基準、いわゆる職員に関する基準が緩和されるような国の発表がっておりますので、今後定例日における条例改正でまた一部改正をお願いする場面が出てくるかというふうな現時点では担当課としては受け取っているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一君） 結局、各業界でもですね今人手不足という話にやっぱなるんでなかろうかというふうに思いますけれども、町長の所信表明の中にも、ありますとおり、学童保育の充実を検討しますというようなことを言われております。その中では人材不足でそこら付近の対応ですね、こういったことも何といたしますか、資格あたりが必要な場面も出てまいろうかというふうにも思うんですが、そこらあたりの町長の考えをお聞かせください。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、もう学童保育についての重要性は私も非常に認識してまして、先ほどから申しますようにすべての子育てに関するものを総合的にやはり検討していく必要があると思います。その中の一環として、まだ私は学童保育の現場をまだ1回も訪問しておりません。ですので担当課の職員と一緒にですね、学童保育が始まる前か終わってからか、保育士の人たちとしっかりお話ができる機会をつくって、まず現場の声を聞きたいというふうに思います。そしてやはり総合的に子育ての方を検討していきたいと思っております。先日、新潟県の見附市に研修に行った折に、その中にも事業推進室があつて、そこの方が説明をしてもらったんですが、見附市にはもうあの福祉の中で子育て課というのが、0歳から18歳までの子育て課というのがあるという話も聞きました。研修には入ってませんでしたので、その話は詳しくは聞いてませんが、一応いろんなことで質問しますのでお願いしますということはおきましたので、またそういうことも聞きながらですね、今あさぎり町の福祉の中で子育ても一緒にやってるわけですが、人的な配置も今のままでいいのか、そういうこともとらえてやはり子育てをしっかりと今現在もしっかりとやってもらってます。でもやはりより効率的にですね、いろんな面で充実した支援ができるように、もう一度そこ辺からも検討してみたいと考えております。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一君） なかなか現状では人手は足りている部分もあるが将来的にわたっては不安だという面がありますけれども、人材に至ってはですね、すぐにできるものではなかろうというふうに思うわけですよ。なかなか雇う側と雇われる側のマッチングあたりは非常に今難しい時代になってきていますので、そこらあたりをいかに解消していくかというのも大きな今後の課題ではなかろうかというふうに思います。そこら付近もですね、だから人材育成といいますか資格といいますか、そこら付近をいかに活用していくかというのも、いろんな先進地を見られ今後活用していただければというふうに思いますけれども、いかがですか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、人材の育成というか人材の発掘ですよ。やはりいろんな人に声をかけて、この時間帯に支援としてお手伝いできませんかという、そういうふうな奉仕の気持ちがあるような方を人材

の発掘もしていきたいし、またそういう、将来そういう方を仕事を担っていただくような人材も育てていきたいと思います。今議員おっしゃるように、そういうことをですね先駆的に取り組んでおられるやはり行政がありましたら、そういうところからも研修していろんな知恵をお借りしたいと思います。それともう一つやはり、学童保育だけじゃなくて、せきれい館の図書館なんかで自習している子どもたちもいます。ですからやはりそういうところをですね上手に利用する。そこにもやはり図書館には係の方もいらっしゃいますので、そういう方が支援員的な働きをしてもらおうということもできますので、そういう図書館の活用、子どもによってはそこで本を読んだり、自習をしたりする子どももいますのでですね、そういう活用も十分検討していきたいと考えております。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、ただいまあの町長の答弁もあったところでございます。ありがとうございました。若干職員の資格要件につきまして追加で答弁をさせていただきたいと思っております。過去にも定例日の条例改正の中で、段階的に職員の資格要件につきまして緩和されてその都度改正議決をいただいておりますが、最近の要件の緩和という点につきましては、高等学校卒業者であり、かつ2年以上この事業に類似する事業に従事したものであって町長が適当と認めるもの。さらに、5年以上放課後児童健全育成事業に従事したものであって、町長が適当と認めた者という部分については後記に追加された事項でございまして、言い換えますと、町が町に対してこの支援員の認める要件がかなり町にゆだねられるというか、こういう面での緩和がなされているといったようなことでございます。担当課、私どもの生活福祉課の子ども子育て支援グループの中でこの件につきましては、やはり分析をいたしますと、放課後児童クラブが開所している時間帯においてパートでもいいから勤務していただけないだろうかという点につきまして、やはり町長の答弁にもありましたように、マンパワーのいかに見つけるかといった点が今後の課題であるというふうに認識をいたしておる次第でございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一君） はい、法的にもですねだいぶ緩和されたというようなことで最大限利用といえますか引き出していただいて、ぜひそういった課題の解消に向けてですねやっていただければというふうに思っています。それで1番最後のですね学校給食費の無償化についてお尋ねをしたいというふうに思っております。新聞の記事をちょっと引用させていただきましても、小・中学校の給食を無償化する動きが広がっていると。実施する自治体数は2017年度までの3年間で約2.5倍に増え、本年度から始めた自治体も各地にあると。少子化や子どもの貧困問題の対策と位置づけられており、専門家は学校給食制度の意義を社会のニーズを考慮して見直す時期だというふうに指摘されております。こういったことを受けて、学校給食のですね現状あるいは課題ということをまずお聞きしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、学校給食の御質問でございますけれども、今現在学校給食のほうは年間小学校におきましては184回、それから中学校におきましては182回の提供を行っているところでございます。1食単価につきましては小学校のほうは236.14円。それから中学校のほうは281.05円での1食単価となっております。計算いたしますと、月額小学校のほうは3,950円。中学校のほうは4,450円。そのうち町のほうで月額150円の補助をしておりますので、実際の保護者の方々の負担していただいておりますのが、月額の小学校で3,800円、中学校で4,500円という実情でございます。管内におきましては、無償化をされているところが今現在は水上村と山江村のほうが無償化をされているという現状でございます。給食費のほうもですね、近年夏場等、それから長雨関係で、気象条件の影響を受けますあの野菜関係ですね、そちらのほうが高騰してきております。またあの食材等の材料費のほうもちよつ

と値上げがっておりますので、今現在の給食費で現在は頑張っておりますけれども、いずれは値上げも検討しなければならないのかなというところが課題としてとらえているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一君） 小学校が月当たり3,950円、中学校が月当たり4,450円ということがあります、食材費で何ていいますか、イコール食材費だろうというふうに思いますが、月額については、郡内、郡市内の各学校等比較されたことがございますか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、それぞれ各町村の給食費ですね、そちらのほうを資料提供いただいております。で、管内で小学校で一番高いところでも5万6,100円、これは年間給食になりますけれども、あさぎり町では、小学校で4万3,450円というところで平均的なところではないかというふうには各町村の金額を見ますと、中学校におきましても、平均的な金額ではないかというふうにとらえております。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一君） 月当たり150円の補助を出しているという話でございましたけれども、これについても各町村の補助は先ほどの山江と水上は無償という話がございましたけれども、他の町村の補助は出している部分はわかりますか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、管内の補助の状況ですけれども、各町村それぞれ給食費の2分の1でありますとか、それから人吉さんが昨年度、一昨年2年前ぐらいになりますかね、月1,000円の補助を始められていらっしゃいます。それから町村によりましては、米代ですね。米代を町のほうで負担していると。そういう町村もございます。各管内の状況については以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一君） はい、各町村対応はばらばらというような感じの印象を受けましたけれども、貧困対策の一環として無償化する動きがあるというような話ですけれども、給食費の滞納状況というのはどういうふうになっていますか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、生活困窮世帯に関しましては、教育課のほうで就学援助を行っております。ですので、就学援助の申請を認定を受けられた方につきましてはですね、給食につきましては全額町のほうで負担しているところでございます。給食費の滞納の件でございますが、昨年度に平成30年度ですね、平成30年度におきましては、徴収率が99.7%、これ小中学校合わせてでございます。非常にセンターのほうも学校のほうにも御協力いただきまして、非常に頑張ってください、調定額5,940万円、これも端数はちょっと切り捨てますけれども、調定額の5,940万円に対しまして徴収率が5,924万1,000円。ですので未収入額が15万9,000円、約16万円というふうな数字が出ているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一君） はい、徴収率についてはそれぞれの頑張りやっておられるという話がわかりました。経済困窮世帯ですか、そういったところにも就学前から認定されてやっているとということでございますが、数というものは聞いていいものかどうかわかりませんがわかれば教えてください。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、就学援助の児童生徒数ということでございますけれども、平成30年度

におきましては、小学生におきましては70名、それから中学生におきましては52名の方が援助を受けているという状況でございます。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一君） はい、現状についてはわかりました。やはりですね結局子どもたちのですね、成長や健康に関するそういうことで、学校給食あたりが非常にですね、その中で給食の意義というのは非常に高まってきてるのではなかろうかというふうに思っております。そういった中で、子育て支援の一環としてですね、学校給食費の無償化については、いろんな議論があるだろうというふうに思います。ただ、これも各自治体がですね、対応策はばらばらということもありまして、今現状聞いてみますと、あさぎり町はしっかりやってるんだなという印象も受けましたけれども、なかなか難しい問題でもあろうかというふうに思います。これを無償化ということになれば、財源が1番どっから持ってくるのかという話になろうかというふうに思いますけれども、そこらあたりは町長はどういうふうにとらえられておりますか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、学校給食につきましては、私ちょっと豊永議員とちょっと考え方が違ってくるかとは思いますが、やはり子どもたちも将来社会に出ましたら、食べるために仕事をしていくわけですよ。農作物をつくるにしてもそれを加工する仕事にしても、またほかの仕事をするにしてもやはり食べるために生活を仕事をしていくわけですが、やはり食べるためにはお金がかかる。そのためにはしっかり頑張らなければいけないということもやはり私は子どもたちに教えていくべきではないかと。それが無償化に反対する理由ではありません。ただやはり無償化には私はちょっとそういう意味で、ちょっと無償化ではなくてむしろ幾らか補助率を上げるとか、そして、この食べ物に対しては幾らどのくらい経費がかかっている。そういうものをやはり子どもたちに何か知らしめてやるようなですね、そういう方法も必要ではないかと。子どもたちに食べることの大切さ、そしてそれを生産してる人たちの御苦労、そしてこれから皆さんたちは社会に出て食べるために頑張っていくんですよっていうことをやはり教えてやるのもこの食べることの教育の一環ではないかと考えてます。そしてまた生活困窮者、ほんとに給食費が払えない人に対してはですね、そういう方に対しては、やはり手厚い支援をしていく。そういうことはまた検討していきたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一君） 食材の何ていいですか。つくることの大変さとか、結局は食育につながるんじゃないかというふうに私も感じますが、現状として学校給食の時間と食育の時間と違いますかそういう学び方の問題あたりは教育委員会あたりはどういうふうにとらえられておりますか。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい、本町は確か平成17年、それから免田小学校が平成27年にそれぞれ県指定、あるいは文科指定の学校給食の研究をやってきました。その中で、やっぱり子どもたちにどういう力を学ばさせなければならないかといいますと、まず知的な面としてそれぞれの栄養素をとらえ方をきちんと学習させて、そして、そ栄養素の総合学習したことをもとにしてバランスのよい食を摂取する力を身につけさせるというようなことで、それぞれ研究指定校を受けたところは取り組んできたというふうに記憶しております。そういうのを受けまして、各小学校、中学校におきましては、やはりこう献立表をいつももらっておりますので、そういうものを通して給食の時間の前には担当するその子どもたちがそれぞれの献立について紹介をして、とかいうようなことも取り組んでおりますので、やはりこう給食の時間を通した食育っていうのは、各小・中学校とも、取り組んでいるというふうに思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一君） はい、最終的には子どもたちがどういうふうにとらえるかという問題ですけども、食に対しての記憶は非常に私どももこの年になってもやっぱ小さいころですね給食の思い出とかいろいろ記憶に残ることが多いだろうというふうに思いますけれども、現在の子どもたちはその学校給食に対して、やはりどうなんですかね。食べ残しあたりをやっぱやっぱ結構あるんですか。そこら辺わかりますか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、当然食べ残しっていう部分の児童生徒さんもいらっしゃるかと思います。ただちょっと残したときの残飯ですね、量につきましてはちょっと今持ち持ち合わせておりませんので、答弁はできませんけれども、すいません。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一君） そこらあたりもアンケートあたりでもとられてですね、どういうちょっと状態なのかも把握しながら進めていってもらえよというふうに思います。私は学校給食を無償化したほうがいいですよっていう話を今日はしたわけじゃなかつたですよ。どうあるべきかという話ですよ。町長の言われたように、子育て支援のですね一環として総合的に結局はとらえたいという話でありましたので、いろんな支援策がありまして、その中で、結局若者定住を呼び込むための施策としてですね、どういうふうにならうという政策等の絡みあわせて進めていくのかというもう話でですね、これは財源の問題もあるし、これ町長の考えでまたもう全然変わってくるだろうというふうに思いますけれども、そういったことで今後も取り組みをお願いしたいなと思います。最後に町長の熱意ある取り組みをですね聞かせていただいて終わりにしたいなと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、先ほどからも申しましたけどもやはり、子育てこれほんとにやっぱり総合的に考えていく、そういう体制の見直しも検討しながら、子どもたちのもう健全なる生育のために発育のために我々も精いっぱい支援ができるようにしたいなと思います。それと前日からこども食堂の話も出てます。その中にですね、やはり学校給食がない夏休みとか春休みとか、あるいは冬休み。そういう時期に、やはり子どもの栄養が足りないというようなことを新聞等で読んだことがあります。ですのでやはりそういうことも含めて、また総合的にまたこの給食についてもですね考えていきたいなと思います。よろしくお願ひします。

○議員（9番 豊永 喜一君） 終わります。

◎議長（徳永 正道君） これで9番豊永喜一議員の一般質問を終わります。ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

◎議長（徳永 正道君） 開会前に引き続き再開いたします。次に、12番、小見田和行議員の一般質問です。

○議員（12番 小見田 和行君） 議長。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 12番、小見田でございます。先般通告しておりました通告書ののっつってと言いたいところがございますけど、昨日は3番議員から質問がなされておまして、かなり類似した部分がございますので、できるだけ重複を避けて質問したいと思いますけど少々かぶる時にはな御容赦願ひたいと思っております。まずは、先の九州北部豪雨に被災されました皆様に対しましてお見舞いと一刻も早い復旧を願っております。非常に農業被害も多くてですね、ハウスが倒壊とか、稲が冠水してしまったとい

うような被害を見ております。同業者として心痛むところでございますが、一刻も早い復旧を願っております。我が町におきまして、昨年の7月20日、また今年の7月13日におきまして豪雨によりまして、同じカ所が越水し浸水被害を被っております。資料を見ていただければ、写真を添付しておりますのでご覧いただきたいと思いますが、その中において消防団員もですね夜間に非常に危険な環境において土のうを積んだりいろいろ活動もしております、こういう危険をですね、できるだけ取り除くためにも、一刻も早い越水浸水防止策が望まれるところでございます。昨日の防災の講演でもございましたけど、やっぱりは災いをできるだけから軽くする軽減する災いから住民を逃がすというそういうことをおっしゃいましたけど、まさしく災がたびたび振りかかってくるカ所が発生しております。このことにつきましては非常に行政の責務と思っておりますので、それもつけて質問させていただきたいと思っております。前回6月の会議におきまして、防災関連の質問に関しまして国土強靱化地域計画の策定をしたいという御答弁が何人もの議員に対しまして答弁がなされております。政府といたしましても、地域の防災減災対策を加速させるために、地方自治体による国土強靱化地域計画の策定を促進し、2020年度計画に明記された事業に補助金交付金を優先的に配布する方式を導入し、町村の策定を促していく方針とあります。今年のですね被災常襲地とまでは申しませんが、昨年と今年同じところに越水、浸水また法面の崩落という事象が起きておりますけど、要は地域計画策定後の対応をされるか、それともその後他の方法でなされるおつもりか、まずはそこ辺を伺いたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 去年今年2回、越水したカ所があります。それについてはもう国土強靱化ではなく、とりあえず取り急ぎ対応を考えなければいけませんので、昨日説明しましたように、越水についての対策は早急に講じたいと思っております。それから8月26日、三つの土地改良区のほうから大規模なやはり防水防災に対する要望がなされました。それは大規模な工事とも伴うものでございますので、そういうものを国土強靱化の中に盛り込んでいって、できるだけ国からの支援も受けながら、早期に対策を講じていきたいと思っておりますが、少しこれは時間がかかるものと、期間がかかるものと思っておりますので、とりあえずは越水した災害が起きないように、地域住民、そしてから、そして住民の皆さんたちの田畑、そういうものの災害を防ぐような政策を優先していきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） この国土強靱化基本法の策定はですね、平成25年の12月に策定施行されております。自治体によっては今の229団体、全自治体の1割と聞いておりますが、策定済みでございます、そのときのこれは岐阜県の羽島市の国土強靱化地域計画書なるものをインターネットで入手しましたが、これはもう平成30年の3月にでき上がっております。昨日の説明におきますと県の説明が1回あって、今スタートラインだったというふうな感じで聞いておりますが、やはりそのところのですね、やはりもう25年からこの基本法の13条ですかね。地域計画を立ててもいいというふうにちゃんとうたってありますけど、現在までに策定されなかった理由といいますかそれはどういうふうにお考えでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい策定されなかった理由というのは私が今現在は捉えてるところは、熊本県においては、県はもう計画を立ててあります。でもなかなかそれが市町村までその情報がおりてきてなかったというのが現状ではないかと。そして新しい年度になって、それから八代の河川国道事務所の所長のほうから国土強靱化の計画を立ててくださいという話を私たちが聞いて、ようやくそれから動きが始まったように私は認識してます。また、詳細はまた担当課のほうから説明をさせます。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） はい、国土強靱化計画でございます。先ほど議員のほうからはですね、229団体ということがありましたけれども、8月1日現在で策定済みの団体が115団体、115市町村ですね、作成中の団体が114ということで229団体ということになっているようでございます。先ほど町長からありましたけれども、熊本県の国土強靱化計画のほうで29年の10月に作成されております。それを受けて市町村にも作成をお願いしたいということで今回説明会になったと思うんですけども、この辺は各県におきましてもですね、まだ県のほうも策定してない団体もありますし、都道府県によっては、市町村まで結構作成しているところもございますので、結構ばらばらだと思っております。熊本県については、来年度に向けて全団体が作成するようするようということの説明があつてるんだろうというふうに考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） ということでありますと策定を今年度が終わって、20年と21年ですね、事業あたりのやはり補助とか交付に対する優先度を上げるための一つの策定と思うんですけど、それで、一応工事に着手するというのは最短で大体何年ぐらいと考えておられますか。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） はい、国土強靱化計画にあさぎり町の国土強靱化計画に載った事業につきましては、今のところ作成予定が来年の8月までということで県のほうから伺っておりますので、8月までには策定したいと思っております。それでありましてその事業に載った部分については、来年度もしくは再来年度令和3年度からの事業ということになるのかと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 先ほど申しましたように脆弱な部分といいますか脆弱なカ所が前は10年に1回ぐらいだったのが、もう毎年カ所によっては1年に2回ぐらいそういうことがあるというふうなことも聞いております。その1年2年先になるということで、またかなりの事業費を上程されることからそういう事業を組むんですけど、やはり1年のうちにまたかなりの雨量があつた場合、時間雨量が50ミリぐらいであるような状況ですので、やはりあの100ミリが降ることはもう全国の事例を見たときに十分考えられることで、とにかく急がなければならないということだけは皆さん御承知だと思うんですけど、これにつきましてですね、今ハード的なことで、対策はこういうことだということ、昨日もそういう話を伺っております。一つ考えられることがですね、ソフト面から私はちょっと伺いたいと思うんですけど、今樋門ですね、それから放水路の調整、水量調整とか、ということにつきましてはあさぎりの防災中央の計画書とかですね、基本条例とかにありますように、事業者町そして町民と連携をとりながらやるべきことと思っておりますけど、そのソフト面におきましてもですね、一つ伺いたいのは、樋門の操作が果たして適格に行われているのか。ちょっとこの前の7月13日ですね、あときの降水に関しましても、私はその辺のところは住民から指摘を受けまして、そういうところはちょっと人災とは言いませんけど、そういう部分もあるんじゃないかという指摘がありました。その辺のところにつきましては、防災会議等で十分協議がなされておりますけど、もうちょっとそれに対しましても、対策を練る必要があるのではなかろうかと思われましたけどいかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、今小見田議員が御質問であつたところが1番私も確信の部分じゃないかと思えます。やはり、土地改良区と私たち行政が連携を密にする。そして今气象台のほうからホットラインで、何時間後に大量の雨が降るといような情報が入りますので、そういう情報を土地改良区とも共有しながらですね、ただ1番農業的には水を使う時期でございますので、非常に難しい選択になると思うんですね。で

すからそういうところで情報交換しながら、そういう樋門の取り扱いについても、これはもう土地改良区のほうの担当になりますので、そういうところでの確かな判断ができるように協力をしていきたいと考えております。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） ということはやっぱりあの町長今御答弁いただきましたけど、やっぱりそういう声をやっぱり住民の方から聞かれたということで確認してよろしいんでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） いう言葉を直接聞いたという意味ではありません。ただやはり私もそういう災害、7月13日とか見てましてですねやはり樋門の扱いがこれがやっぱり1番重要なポイントになるなというのを感じているところです。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 要望が上がった3土地改良区ですね、あがったときに放水路の改修につきまして、鍋塚放水路、一の木谷放水路のことについて、県の団体営農のほうに申し込みをしたいというふうに伺っております。多分まだ答えは来てないものと思いますけど、やはりあそこ現場を見ましたときに、あのときにちょっと説明を受けたのは、平板ブロックだというふうにしたもんですから、現地を見てまいりましたところが、すべてのU字型のかなり容量のある布設でなっておりますので、今回、今度はそこを改修するには多分用地の買収が必要になってくると思います。その辺についても、県に対してはそういう詳細も付けられての要望をされておるんでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） 建設課です。現在ですね、県南広域本部の球磨事務所農林部のほうにですね、部長様のほうと町長との協議の日程調整中でございますので詳細なそういう要望の内容等はまだお伝えしていない状況でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） えーとですね、私が言いたいのは、去年もこの質問を9月だったですかねやはりしました。そしてそのときの答弁は、各関係町村で協議会をもって、対策を臨みたいということであったんですけど、また出水時期に来て質問いたしましたらまだそういう動きがないと。やはりあさぎり町広うございますけど、いつも洪水とか浸水を、被害を受けるところは、なかなか見えないところから見ると、同じ町内ではあるんですけど、やはりそういう感覚がないのかなというふうに思うもんですから、そこに被災をされる方に関しては本当に不安でですね消防団も出動した人の話を聞きますと、膝までつかる所を活動せないかんと。消防団にいろいろ事故がある前に何とかせないかんなかなかろうかという話はもう十分聞きましたので、やはりいろいろ検討も交渉していただきますし、地域計画に盛り込んで国のいろんな有利な補助金をいただきながら、実際改修に当たられるんでしょうけど、そのスピーディーなですね取り組みがまずは望まれると思います。一つですねその基本条例とかにもその町民の役割とか、事業所の役割とある中においてですね、私が考えましたのが、洪水を軽減するために、町長は昨日もおっしゃいましたがその森林の役割もものすごくあります。そしてよく考えたら、このあさぎり町は水田が多ございます。水田のですね保水、透水そして洪水を一時貯留する能力機能を活用することができないだろうかということで考えておましていろいろちょっと調べましたところ、新潟からですね発信されております田んぼダムという構想がございます。これは10センチ一反あたり1,000平米、10アール一反といいますけど、それに10センチ貯めると100トンになるんですね。だから、あさぎり町が約水田が2,400ヘクタールと思っておりますけど、それで240万トン、10センチですね。だからそういうことを考えれば、ちょっとし

たダムを持っていると考えたときにですね、この水田を生かさない手はないと。それに費用がそんなにかかるわけではなくてですねこれはいろいろ資料調べていただければわかると思ひまして、別途資料を付けておりますのでご覧いただければと思ひますけど、これが新潟県はですね、非常にかなり広範囲にやっておられて、これがもう詳しくは調べておりませんが、幾つかの県にも波及しております、洪水調節に効果があるということで、新潟大学もかかわって研究をされております。田んぼダムですかね、これに関しまして、どのように今考えられますか。突然でありますけど。その効能ですね、やはりハード事業を多額な工事費をかけてやるのも、多分将来的にやらなければならぬんですけど、さいよりといひますか、当分の間それを軽減するための素材が足元にあることに気づかなければいけなかつたのかなと思ひております。この田んぼ場合は、落水口のその板1枚でダムに変化することができるようになっておりまして、方式はいろいろございますけど、それはもういろいろ調べればわかりますんで、そういうことをあさぎりから発信してですね、球磨郡全体、上球磨全体やると、かなり内水それから、井口川、柳橋川等にですね、水量を時間的に下げて、いっぺんにその大量の水を注がなくてもいいようになるのではなからうかと思ひますけど、そういう考えはいかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 私も今見せてもらって確かにいい方法だなと思ひております。これが新潟県なのは、やはり私もほんとに先月新潟行って汽車の窓から見たら100%稲作ですね。新潟県はですね。同行した職員に聞いたら結局豪雪地で施設園芸ができないからもうここは米しかつくれないですよという話でしたけども、だからこういう発想が出てくるのかなと考えてます。あさぎりもだいぶんたばこだとか、施設園芸だとかそういうものが増えて水田が少なくなつてきてますけども、この件については、先ほど建設課長が言ひましたように、県の土木、あるいは農林部との会合を予定してますので、そのときに、県の考えも聞いて、県がこういうことに対してですね、何か研究を行つてないか検討を行つてないか、そういうことも聞きながら、検討してないとするれば、まず逆にこちらから提案してこういうふうなやり方もあると思ひますが、熊本県としてはこういうものを導入する気持ちがあるか、そういうことも聞いてみたいと思ひます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

◎議員（12番 小見田 和行君） 今回、国土強靱化地域計画書を策定されるに当たつてですね、さっき言ひました岐阜県の羽島市の強靱化の計画書を見ましたときに、脆弱の脆弱性評価っていうか、弱いところの評価をかなりの項目でしてありまして、我々に関係ある今日の洪水被害に関するところを抜粋してここに持つてきました。この農業関連施設の整備等ということで集中豪雨等の異常気象発生時に内水を排除促し農地や農業用施設等の被害軽減を図るとかですね、必要があるとか、こういうこれ似たようなことが浸水被害者対策の実施とかあるんですね。これはそういう計画書の中にもちゃんと盛り込んで、脆弱性の評価ということで、ここが盛り込まれてそれに対策をするように、それに対してこれがないといひろいろな補助が受けられないということで、ここにですねもしよろしかったら、田んぼダムをというふうな明記をしていただけないかなと。それもちょっと県と相談されてからことになるかもしれませんが、やはりそういうことが一つの実行につながるものかなと思ひております。この田んぼダムのことにつきまして、いろいろネット等で探したときにですね落水田を普通は平面の全部こう閉じ板なんですけど、これはこの字に切つてですね、上に全部子どもたちに絵をかいてもらひました。そして、それを全部水田に無償で配布したといひ。そして絵を描いた落水田のコンクールを開いている地区もありました。やっぱり自然に対しての子どもたちの教育にもですね、かなり波及しているところもありましてですね、確かに新潟はコシヒカリ等ですね産地で水田が多いのはわかるんですけど、畑地でもその保水の洪水対策は十分畑地でもできるんですよ。だからそこ辺のところもあわせると、あさぎり町は水田がですね2,400と畑が300だったですかね。畑がやっぱ約3

00町くらいですかね。耕地がやっば2,740ヘクタール位です。だから、畑があるから水田だからでなくて畑も山も水田も、洪水に対する機能といいますか対策、軽減対策はできるものと思っておりますので、そこへの取り組みについて仮に策定されるのであればそういうことも盛り込まれることができるのか伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、私は本当すいません水田ばかり頭に入れてお話ししましたが、確かに畑もこういう一時避難的に、田んぼダム畑ダムということでつくっていけばと思います。またこれを推進するためにいろんな施策も皆さんたちに理解して、こういうことを実行してもらうためには、一つの条件をつけていくというのでも確かに理解をしましたので、そのようなことで前向きにまた検討も協議しながらですね、あさぎり町でも対応していきたいと考えます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） では次に進めさせていただきます。2番目にですね、今後町全域に向けて防災のですね、防災インフラの経年劣化による脆弱性流下能力不足が危惧されます。地域計画において脆弱性評価の手法も非常に論点に浮上しそうですけど、現時点においてですねあさぎり町の脆弱インフラの把握はできるのか。まずはそれを伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。脆弱インフラの把握が可能かということでございますが、まずインフラ全体といたしまして道路関係につきましても、路面正常調査というのを行っております。平成26年度ですね、橋梁につきましても3カ年かけて点検を行っており、今年からまた3カ年かけて調査を行うこととしております。準用河川普通河川農業用排水路につきましても、現状把握は難しいと思われまます。国土強靱化策定のメニューにですねこのような項目があれば取り組みができると思いますが、現状確認できていない状況でございます。また、参考までに熊本県土地改良事業団体連合会にですね他の市町村で農業用水路等の現状調査を受けて実施したことがあるかとお聞きしたところ、まだそういう調査を行ったことはないという状況でございます。ですので特に用排水路等の脆弱インフラ等の把握については、なかなか厳しい状況でございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 農林推進課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、農業関係のインフラの関係の調査につきましては、現在多面的制度ですね、それで資源向上活動というのがありますが、そういった中で点検機能診断ということで農家の方々に協力をいただきながら現在行っております。エリア内の農地につきましては、やはり農家の方々が直接ですね畔や法面、水路ため池などを自分で見ながら確認をされますので、そういったところで我々が調査するよりも、詳細なことがわかるんじゃないかというふうに思っております。そういったエリア内の中の施設につきましては、ある程度農家の方々に協力いただきながらですね調査を行っておりますが、エリア外の農地また荒廃農地とか遊休農地ですね、そういったところがやはり非常にそういったところからが災害が起きるような可能性も出てきますので、その辺をやはり注意しなければなりません、そういったところを見ますと、やはり十分ではないような感じがします。また林道関係、林道の橋梁ですね、そういったところは一応山林監視員の方々に監視はいただいているところでございます。橋梁につきましては今年度橋梁の調査を行いますので、そういったところでまたはっきりしてくるんじゃないかというふうに思っているところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 失礼しました。農林振興課長でございました。小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） はい、これが脆弱性評価結果というのはこれ多分、さっきの羽島市のと

ころの抜粋なんですけど、農業集落排水施設の耐震化という項目もありましてですねこれが機能診断の割合は全国的なんでしょうけど、これは1%というふうに一応なっております。これ多面的機能支払いの交付金あたりの事業としましてはですね私もそういうことに携わっているわけでございまして、この1%というのは非常に低いなというふうにちょっと感じたところでございまして、一応20年供用開始から20年後のそういう施設に関しましての劣化あたりもやはり危惧、耐震化ということにおいては、十分機能診断を行うようなことであらうたございまして、今後ですねこの前のかんりの集中豪雨におきまして、各地区におきまして農地の法面から排水路の法面の崩落が起きております。これも機能診断等そういうその後の対策が十分になされればですね、未然に防げるものでございまして、やはり農業の現場としましては、担い手の高齢化そして面積が広がってですね、なかなか手が届かない現状において、やはり法面の補修もできかねるのかなあと懸念の除草草刈もですね。だから、こういうことを踏まえた時にですね、やはりあの今後はそうあたりを脆弱性のインフラとして計画に登載して、やはりもう段階的に、そこをやらないと、多面的の交付金のみでそれをやろうとするとかなり事業費的にはもうかなり無理かと思うんですけど、課長はいかがお考えですか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） 国土強靱化の中にですね、やはりこういった多面的機能とか、中山間事業とかも入ってくるものと私は考えておまして、その中でそういった脆弱なところをですね見直すというところは可能だと思っております。いろいろ農家の方々の考えもございまして、やはり除草剤のですね過剰な使用とか、そういったところも法面の崩壊とかにつながりますので、その辺も注意しながらですね、そういったところで崩れたということがないように、こちらも注意はしていきたいと思っておりますけれども、国土強靱化にそういった、こういう制度もですね含めながら、見直していくということも考えたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 国土強靱化で除脆弱性なインフラとして登載したときに、多面的機能支払いのほうでやれるかですね、一応今の現実としまして被災、災害に当たるような現場ではあったんですけどやはり私の現場で一応多面的でやっていただきたいということで、見積もりしましたら150万ですね、1カ所。それだと非常に交付金が約500万弱ですので、その1カ所で3分の1弱必要なわけですよ。だからそういう場合、これが何カ所かあったらほかに全然使えないという状況が出ますので、やはりここ辺のところも強靱化のほうでやはりこれ今ついただけですので、この議論はちょっとまだ早いかもしれませんが、そここのところを十分加味されまして、できればその多面的でお願いしますということで投げられないようにですね、できればもうそのかなりの現場から見ましたときにかんりのやっぱり修復するようなカ所は今後出てくると思っておりますので、あるいは先ほどおっしゃいましたの除草剤の散布ということは人手が足りない、高齢化、草を刈る手間がない、ということのやっぱり連鎖でそれをやらざるを得ないのがもう現場の状況でございますので、そこ辺の動向踏まえた対策をですね今後は農振課としても十分お考え願いたいと思っております。では次に参ります。では2番目のですね、高齢者、障がい者の移動等円滑化に必要な対策について伺います。幅員ですね広い道路等の整備、補修は計画的に実施されておりますが、集落内に従来より住民の移動、交流の経路となっております幅員の狭い道路の路面の状況は、歩行から電動車と、また自転車等のですね移動の手段である高齢者、障がい者にとっては、工事後の凹凸水たまり等で利用しづらい道路も見受けられております。今の現状把握と今後の対応について伺いたいと思っております。資料は、写真として登載しております。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●**上下水道課長（林 敬一君）** はい。それでは町道等の工事後の凹凸という内容でございましたので、上下水道課のほうから答弁させていただきます。現在、上水道では、老朽管の布設替え、また下水道では公共汚水柵の設置工事等を行っております。いずれもアスファルトを切断しまして、管渠の敷設等を行います。舗装復旧につきましては、施行年度に仮舗装としまして、復旧を行っているところでございます。その後、路面の状況を見まして、本復旧ということで対応しているところでございます。路面の現状の把握という御質問でございますが、上下水道課では定期的なパトロールといった調査は行っていないところでございます。しかしながら、日常業務の中で水道施設、下水道施設の維持管理、発注工事の検査、下水道接続の確認検査、また町民の皆様からいろんな情報をいただいておりますので、職員は1日に何度も現場に出かけている状況でございます。そのような中でできる限り路面の状況に留意しまして、危険であったり、また支障があるようなカ所の把握に努めているところでございます。部分的にアスファルトにくぼみがあるようなカ所につきましては、補修材を用いまして職員の手で補修を行っているところでございます。また、住民の皆様から情報提供、要望があった際にも現地確認を行いまして、できる限り速やかに対応するように心がけているところでございます。ちなみに、下水道事業におきましては、今年度二つの路線の下水道舗装復旧工事を行っております。過去3カ年で本年度含みまして、4路線の復旧工事を行っているところでございます。そのほか、入札には至らない少額の修繕でございますが、過去3年で20カ所を施工しているところでございます。上水道では、過去3年で少額の修繕でございますが、10カ所の修繕を施工しているところでございます。一方で、御指摘のように集落の中でございませうか、また集落の周辺の幅員の狭い町道になりますと、通行する頻度も低くなつてまいります。また高齢者の方々のほうですと、電動車電動車等での移動、あるいはその障害を持っておられる方々が通行されるといった場合には、車中からの目視での確認ではなかなか気づかない段差とか凹凸があるのではないかと感じておりまして、住民の皆様の御期待になかなかそえてないところがあるものと認識しているところでございます。

◎**議長（徳永 正道君）** 建設課長。

●**建設課長（大藪 哲夫君）** はい、建設課におきましては、平成26年度にです、町道もすべてでございますが、路面性状調査を行っております。その結果を踏まえまして、議員のお話のとおり主要道路を中心に舗装補修を行ってきております。その補修工事等を行っていない道路につきましてはやはり経年劣化によりましてポットホールのカ所が出てまいります。建設課では道路作業員の維持作業時におきまして、そういう箇所を見つけた場合にはその都度補修を行っておりますし、上下水道課長のほうからもありましたとおり直接町民の皆様から情報提供を受けた場合にも、すぐに対応しているところでございます。また、役場職員にもです、通勤中や休みのときでも道路の補修が必要と思われるカ所がありましたら、建設課に連絡してもらうようにして対応しているところでございます。以上でございます。

◎**議長（徳永 正道君）** 小見田議員。

○**議員（12番 小見田 和行君）** 討論を路面正常の調査につきましては、大体頻度は何年で方法はどのような方法を用いられていますか。

◎**議長（徳永 正道君）** 建設課長。

●**建設課長（大藪 哲夫君）** はい、路面正常調査につきましては、3年から5年のことにするのが好ましいというふうに言われております。で、本町におきましては26年度行っておりますので、既にも5年を経過しておりますので、次年度以降その調査について、財政との協議を行いながら、補修等の計画をしていかなければならないかなと思っております。すいません。失礼しました。調査の方法でございますが、いわゆる調査専用の車両、がございまして、それによりまして道路面をいわゆるカメラでとりまして、ひび割れ状況とか、それからセンサーを使いまして、くぼみとかそういうのを全然路線まわりまして、それをデータ化し、

その道路上の状況を確認し、保守の度合いを図示化したようにして調査をしているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） ではその調査をもとにですね劣化予測をされると思うんですけど、劣化予測と現状の乖離というのは非常に多いと私は思ってるんですよ。5年か3年置きの正常調査をなさるんですけど、住民として見ててですね、もう10何年も同じ状況のくぼ地があるのを私も確認してますんで、そこら辺がですね劣化予測されて、現状は非常にそれよりも先に行くというふうな状況が点々とあるように思いますけど、それに対してどれぐらいのときにそれ順番が回ってくるのかと。なかなか住民さんの要望があってですね私も経験上、いうそういう要望書を出しててもですねもうこれ10年ばかり経つんですけど、さっきの写真のような状況がありますので、やはり調査をされて、その劣化予測をされて、現場を見ると、意外とその進んでる。もう舗装後20年30年たつて、そういう状況になっていることは御存知だと思うんですけど、そこに対する対策としては今後どういうふうにお考えですか。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい、劣化予測につきましては、町道台帳のほうにですね、3パターン急ぐカ所を赤のラインで、注意その次の度合いが黄色で今のところ大丈夫だというのは緑でいくことで図示化して台帳を確認しております。確認しながら行ってあります。で、先ほど議員からございましたとおりのいわゆる主要道路を中心に今までやってまいりました。で、今年度の舗装補修につきまして主要道路でございますが、今年度終わりますとほとんどある程度の主要道路の補修のほうは目処がついたのかなと思っているところでございます。ですので、今後ですね、来年度以降につきましては、主要道路でまだできていない部分があればそちらとなりますがやはり後は、集落内でこのように劣化がひどい所については、補修等も考えていかなければならないかなと思っているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） ことにつきましてはもう法律もありますし、うちにも条例としてあさぎり町道に係る移動等円滑化に対するために必要な道路構造基準に関する条例もございます。これを遵守する時にはですね、やっぱりそのような工事もですね当然されるものと私は期待しておりますので、そういうところの把握をですね急いでいかれまして、いずれやはりあの高齢者が増える中において、そういう方々にですねバリアフリー化した道路というものをすべてではございませんけど、やはりそれに向けた取り組みをされることを期待しております。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい、議員からございましたやはり安心安全のですね、生活されるそのためのインフラ整備ということで、今までやられていなかった、集落内の町道につきましても、舗装補修等を計画的に行っていきたいと思っております。一つございますのが主要道路につきましては国の交付金の措置がございます。そちらで現在は3割程度の交付金がつきますが、前は6割ほど来ておりましたが、主要道路でない集落内になりますと、その交付金がつかなくなりますので、そのときの財源についてですね企画財政課課題と庁内で再検討も含めながら整備のほうを行っていきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい、工事後の凹凸がたくさんございまして、上水道、下水道とも舗装の本復旧ということで、積極的に行っていきたいとの思いは強く持っておりますけれども、特に水道事業では起債事業で行っておりますけれども、交付税措置がないということもございます。本復旧に要しますの事業量、事業費が大きくなりますと、それだけ企業経営が逼迫するということにもなりますので、担当課といたしましては大変もどかしい思いがあるわけでございますが、経営状況を考慮しつつ、本日御指摘い

ただきましたように、できる限り高齢者の方々、また障害をお持ちの方々の視点も組み入れながら、町民の皆さんの御期待に添えるように取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 最後に町内をくまなく巡回されております町長に最後を締めていただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、私も実際、町を回ってみまして、確かに本当に路面の悪いところはたくさんあります。やはり私自身もそういうことで改修を急ぐべきところがたくさんあるのは認識しておりますが、町としまして、取り組まなければいけない事業はたくさんあります。その中で限られた予算の中で、財源の中で行うわけですので、優先順位をつけながら、やはりそういうものをしっかりと管理しながら取り組んでいって、地域住民の皆様方の快適な生活を支援できるように取り組んでいきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） これで終わります。

◎議長（徳永 正道君） これで12番、小見田和行議員の一般質問を終わります。ここで休憩をいたします。午後は1時30分からでございます。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時30分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。次に、4番、加賀山瑞津子議員の一般質問です。加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） 4番、加賀山瑞津子です。昨夕、自主防災組織向けの熊本地震等から学ぶ災害に対する覚悟と準備の講話を私たち議員も拝聴する機会をいただきました。私は、一昨年にも、県危機管理防災特別顧問有浦隆さんのお話を伺ったことがございますが、何回伺っても、その度に身の引き締まる思いがします。他人事、よそごとだと思ふな。いつどこで災害が起こるかわからない。地元あさぎり町、そして球磨人吉一体となって防災意識を高め、住民の皆様とともに助け合い、人命を守る議員の1人として、思いを新たにしました。ありがとうございました。今回、2点通告しておりました。1点目、子育てしやすい町づくりを掲げている中での町の教育への取り組みについては、昨日、14番議員の関連で質問をいたしましたので、本日は、2点目についてお伺いいたします。安心安全のための防犯灯の今後の充実について。安心・安全について考えてみますと、防犯灯だけでなく、防犯カメラや主に小学生の見守りボランティアの充実など、様々な取り組みがあると思います。声かけボランティア、見守りボランティアについては、同僚議員の方々も、朝の声かけ・見守りを続けておられます。5月28日、川崎の路上児童殺傷事件以降、私もできるだけ声かけ見守りを行うようになりました。今回は、町を明るく照らすという点から灯について伺います。国道219号線沿いの街路灯については、防犯灯ではありませんが、明るく道を照らすという点から今回お尋ねいたします。防犯灯について、免田町のときに、町と商工会でつくられたものなどお伺いしております。昨年質問した際に、LED化の方向で改修を行うとの説明でもありました。今年、5月31日主要事務事業の説明の際に、再度あさぎり町らしい街灯のデザインの検討を提案しております。また、同僚議員からも、街灯については、多良木町のように等間隔に設置したほうがよいのではとの提案もあっておりますが、その後の進捗状況はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。すいません。商工観光課長。失礼しました。

●**商工観光課長（北口 俊朗君）** はい。国道219号線沿いの街路灯につきましては、先ほど申されましたとおり、平成元年度に事業主体が免田地区商工会で設置されております。平成元年度設置ですので、既に経過年数が30年経過しているということで、非常にこう老朽化も見られる。それに合わせまして、2020年には、水銀灯の製造が中止になるということで、換える電球がなくなってしまうということで、6月補正予算におきまして、測量設計委託料を計上しております。それで、その後、8月30日に入札を実施いたしました、設計業者が決まりましたので、今後、設計業者、そして関係団体等と協議しながら、進めていきたいと思っております。以上です。

◎**議長（徳永 正道君）** 加賀山議員。

○**議員（4番 加賀山 瑞津子さん）** はい。今、担当課のほうから説明は伺いましたが、町長も代わられまして、事業の継続っていう途中から参加していただいていると思っておりますが、先ほど言いましたその街灯のデザインとかですね。等間隔にするっていうあたりも、今後の中で検討していかれると思っておりますが、その中で、町長の思いというのがどういう形でか、反映できればと思っておりますが、今の町長の感想をお伺いしたいと思います。

◎**議長（徳永 正道君）** 町長。

●**町長（尾鷹 一範君）** 商店街の街路灯につきましては、私は、その当時は上村商工会でしたので、当初は、当たっておりませんが、商工会から町の管理になる頃は、もうあさぎり町商工会が誕生してましたので、その時はいろいろとそういう経緯があったことは記憶しております。ただ、やはりもう商店街も大部分廃業された方とか、普通の住宅にもう改装されたりとか、大分商店街もお店の数が少なくなってきて、あそこにはそれぞれのお店の名前が書いてあります。また水銀灯でありますので、そういうのの更新も必要だと思います。今後ですね。どういう街灯をつけていくか、加賀山議員言われるように、町の景観それから明るさ、そして私も昨日も申し上げましたけども、国道219号線の町の犬童医院のところから、元の桑原医院のところあたりまでの歩道をもう少し拡張したいと、そして町民の皆さんが、やっぱり歩いて通れるようなそういうまちづくりを目指したいと思っておりますので、その一環として、あさぎり町に合ったデザインで、明るい照明になるように、私もまだこれから設計が行われますので、その中でいろいろ聞きながら、意見等も述べさせていただきますと考えております。

◎**議長（徳永 正道君）** 加賀山議員。

○**議員（4番 加賀山 瑞津子さん）** はい。ほかの町村あたりに比べるとですね。ちょっとぼつぼつという街路灯ですので、ちょっと寂しい思いがあります。是非、途中でですね。議会のほうにも報告をいただきながら、よりあさぎりらしいデザインで進めていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思います。今回、一つの例として取り上げました写真のほうを添付しておりますが、免田吉井地区、近年、若い子育て世代が増え、住宅地として賑わいを見せてきております。ニュータウンですが、現在、防犯灯も少なく、夜も薄暗い状況です。安心・安全なまちづくりの取り組みの一環として、今後の防犯灯の設置充実についてお伺いします。今、現在のあさぎり町の防犯灯の設置数についてお伺いします。小学校区毎にどれぐらいずつの防犯灯が設置されているのでしょうか。

◎**議長（徳永 正道君）** 総務課長。

●**総務課長（土肥 克也君）** はい。現在設置されている防犯灯の基数につきましては、校区ごとに申し上げます。上校区760基、免田校区498基、岡原校区313基、須恵校区302基、深田校区335基、計の2,208基でございます。

◎**議長（徳永 正道君）** 加賀山議員。

○**議員（4番 加賀山 瑞津子さん）** はい。何げにいつも見ている防犯灯ですが、今課長のほうから報告が

ありました数を見ましたら、これは、町民の何人かに1台という非常にたくさんの防犯灯を町としては設置していただいているっていうのがよくわかりました。地区の規模に違いがあるので、一概に比較はできないわけですけど、街路灯のある中心地から離れていけばいくほど、反対に防犯灯っていうのが必要ではないかという思いもあります。確認ですが、この防犯灯設置に向けての手の流れをお伺いしたいと思います。あさぎり町防犯カメラの設置及び運営に関する要綱については、例規集の中にもございますが、防犯灯設置の項目がありませんのでお伺いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。まず、あさぎり町におきましての防犯灯につきまして、設置基準を定めております。これは内規という形でございますが、一番地域を御存じである区長様方との協議を行いまして、当然、地区に必要なカ所につきましては、区長様のほうから申請いただくことが多ございます。ということから、区長会の中で協議をさせていただいて定めたものでございます。現行の基準につきましては、平成29年4月から運用しているものでございます。その基準について具体的に申し上げますが、まず設置する方法につきまして、町が設置するもの、また、行政区、区が設置するもの、それに対して町が助成するという二つの方法がございます。それぞれその設置する場合の基準を定めておりまして、まず、町で設置する場合につきましては、まずは、やはり公の場所であること。というものが、そして、不特定多数の方が利用される道路等であること。というものです。また、当然、通学路とか、また、事故・犯罪等の発生する恐れが高いというものには優先してつけることになっております。それと均等についていう考えではございませんが、余り隣接しているのも、均衡が図れませんので、おおむね100メートル置きに設置するという基準を定めており、そして、設置するためには、ポール、自立柱ですね。もしくは、電柱等に添架する方法となりますが、その場所が確保されていること。以上が、町で設置する基準となります。一方、区で設置していただく場合ですが、今申し上げました町で設置する以外の場所であることが条件になります。それに加え私道ですね。私道、または行きどまりの道路等でないことを基準とさせていただいております。この基準によりまして、先ほど申し上げましたとおり、やはり地域を一番御存じの区長の皆様方から、申請をいただきまして、担当課のほうで確認をし、町で設置する。もしくは区で設置していただいて、その費用の一部を支援するという方法を取っているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。防犯灯の設置に向けましては、地区の班長さん、そして区長さんには、いろいろと活動御支援をいただいていることに感謝をしております。今回、一つの住宅地の例として、吉井のニュータウンを写真として上げております。添付資料のほうをお願いします。最初の1枚目はですね。大き目の道路での日中と夜の写真です。2枚目が、2番目については、昼、夕方、夜の写真を上げております。3枚目の写真は、Bの2枚目の写真の東側から写したものです。3枚目の上の写真のところ、少し光っているのは、ことし6月に設置していただいた防犯灯です。下の段は、個人でセンサーライトを設置されておられるものですが、特にこの2枚目の写真をご覧になって、町長どうお感じでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） これは、場所は並木吉井で、5階建てのアパート、集合住宅があるところですね。一番下、3枚目の写真を見ると暗いと思います。写真を見る限りではですね。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） この写真を見る限りでは暗いとおっしゃいましたが、行っていただくともっと暗いです。先ほどですね。設置基準の中で、1、町で設置する。2、区が防犯灯を設置する場合に、助成金の交付事業にもなるということで説明がございました。設置後の管理で1と2では変わってまいりま

すが、防犯灯の充実の例として、今回、写真を上げさせていただいておりますが、もし設置要望を上げてもらうのはいいけれど、1と2町で設置するのか、区で管理するのかをきちんと確認してから提案してほしいと、今回、吉井の区長さんからは、アドバイスをいただいております。今、この防犯灯設置するに当たり、1台当たりの設置に係る費用と、そして地区に助成金を交付していただく場合の助成の額は、幾らになっているのでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。防犯灯を設置する費用についてですが、先ほどの防犯灯を設置する際には、二つのやり方があると申し上げました。独立したポールを建てる場合、もしくは、もう既に建っておる電柱です。に添架する方法がございます。独立ポールから建てる場合には、本年度予算にも計上しておりますが、1カ所当たり10万5,000円と見込んでおります。電柱添架の場合には6万円です。を計上しているものでございます。区か、区が設置する場合に、町が助成金支援する額につきましては、そのかかった費用の2分の1という取り扱いで行っているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。独立の場合と電柱の場合で値段が違ってくる。そして、区でされる場合には、費用の2分の1を町の方としては補助していただいているところがありました。設置に向けて、地区住民の方から、区長さんまたは班長さんに相談し要望しながら、検討していかれるということですが、例えば、町外から移住された方々もいらっしゃる新しい集落だと、様々な要望、防犯灯も含めてですが、誰にどう相談していいのかわかりづらいのではということも感じておりますが、そのあたりの町の対応はどうされているのでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。各行政区には、区長の方がいらっしゃいます。区長の職務といたしましては、担っていただいております。町とその区の方、区民との連絡調整、または区民の方からの意見を伝えていただく。様々な役割を担っていただいております。このことから、新しく家を造られて転入された方々におかれましても、転入の際に、是非区長の方、区にお入りくださいと、入っていただきたいということをお伝えしてお願いしているところでございます。そのことによって、そういう感じられたことにつきましても、区長を通じて町のほうには伝わるといって考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） 私も子育てのほうは何回も質問しておりますが、子育てガイドブックに関しましては、転入の際にそのガイドブックを渡していただくという対応をいただいているので、形としてわかりやすい部分があるんですが、まだ、そのほかの場面に関してですね。前回ですね、あさぎり町のガイドブックの作成ということで質問をいたしましたので、是非そういう活用をみんなで共通してできなければと思ひまして、ちょっとお伺いしました。今回、取り上げた吉井区においては、地元の班長さんに動いていただいて、この6月の防犯灯の設置ができております。しかし、設置手続は、区長さん一本化で進めてありますが、学校、例えば、通学路の関連や防犯協会等からの要望が上がってくることは今までになかったのでしょうか。そして、もしその各種団体からの意見アドバイスの反映というのが、どういうふうになさされているのかお伺いします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 冒頭、防犯灯を設置する際の手続等についても御質問がありました。その際に申し上げるべきことではございましたが、区長の皆様方からの申請というものは、当然、あります。それ以外にも、通学路の点検、昨日からの質問の中にもだいぶありました。通学路の危険箇所点検というものを毎年

行っておりまして、その中で通学路において、暗い危ないという御指摘点検によって結果が上がってまいります。その点につきましても、総務の担当も同席し、内容等を共有して優先的に設置していくというものでございます。また、防犯協会、防犯の連絡所等も、区長の皆様方が勤務していただいていたかと思いますが、その観点からもありますし、町が委嘱する交通指導員の方々からの情報等も踏まえながら、設置の決定を行っているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（４番 加賀山 瑞津子さん） はい。明るいということで、犯罪の抑止につながると私は思っております。個々人で防災防犯に向けてセンサーライト等を設置していただくことはとてもありがたいことですが、町が限られた予算の中で設置苦慮しているところがあると思います。しかし、特に子どもたちの登下校ルートやよりどころとなる場所広場であったり、小さい子どもたちの遊び場付近などへの設置を優先して考えていただけないかという思いがあってお尋ねしております。先ほどの内規キーの話の中です、小学校の通学路であり、犯罪もしくは事故が発生する恐れがある場所が設置条件になっているということで返答いただきましたが、1回27年の9月の一般質問です、私も子どもたちの安心安全を守る防犯対策についてということで、その際も防犯灯について質問いたしました。その時町の回答が、小学生は暗くなる前に下校するのでという答えでありましたので、優先についてどれだけの配慮ができていくのかというのをちょっとそのときも感じておりましたので、再度お伺いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。小学生につきましては当然もう暗くなるうちに帰ると毎日小学生の声で呼びかけを行っております。あわせて地域の方、見守ってくださいというお知らせを毎日流させていただいております。このことから、もちろんその防犯意識を高めるためには、小学生は明るいうちに自宅にと気をつけて帰ってくださいというものはありますが、やはり小学生が通行する以外にもその暗いことによって、不審者であったりの発生する可能性が高くなるのではないかと私は思いがあります。このことから、明々と照らすものではなくて、総合計画の中でも、町は安全安心にのたために対策を充実させますというものは書いております。これにのたつて、その行動しないから必要ないという考えではなくて、全体的に安全安心のまちづくりというものを目指したいと考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（４番 加賀山 瑞津子さん） はい。町設置、そして区設置の際の補助金とあわせて、毎年の設置可能台数と申しますか、予算はどれぐらい町として考えていかれているのか。区で設置する場合には、電気料等の負担も発生しております。ここで御提案ですが地区の負担軽減、そして先ほどの設置費用についてもお伺いしましたが、今後太陽光、ソーラー発電を活用して町で設置するというお考えはないでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。まず、毎年度計上する防犯灯に関する係る経費の件なんです、まず、先ほど申し上げました新規設置につきましては前年度の要望等によりまして対応するというようにしております。また先ほど2,200基の防犯灯が現在設置しているということと答弁させていただきました。当然このメンテナンスの費用もかかります。蛍光灯、これLEDもなんです、当然電球が切れます。球切れが起こります。その交換等を月30基ほど毎月行っております。その経費1カ所当たり3,000円ほどかかるんですが、その経費を120万ほど、それと電球ではなくて灯具そのものがもう経年により故障した場合につきましては、もうその時点でLEDへの交換を行っております。LEDに交換する際には灯具ごと交換いたしますので、1機当たり3万円ほどかかるものでございます。これも年間通じて大体月3件ほど発生しておりますので、その経費108万円を計上しております。また、自然災害でございますが、落雷等による

破損も年間ございます。その経費約30万円を計上しております。防犯灯、区で設置していただく助成金につきましては、最近年間2台、2基とかの申請でございます。ですからそれを見込みまして、先ほどの自立ポール、独立ポールで建てる場合、または添画架する場合、それぞれの経費2分の1で計上しているところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、それとソーラ等を使った防犯灯の設置につきましては、現在ではそういうソーラーへの転換は考えていないところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。私もですね、今川瀬橋私の地元の橋のところなんです、それはちょっと防犯灯ではないんですが、何があるんだろうと思ったらソーラーパネルを使った電力を利用されているっていうのをありましたので、ネットでソーラーパネル防犯灯っていうのを調べてみたら、5万円ぐらいから出ておりましたので、ちょっと案直にすぐそれができかどうかっていうのは別としても、考え方としてあるのではないかなというので提案しております。今回防犯灯について取り上げたきっかけといいますのが、他の町の方とお話をした際に、あさぎり町に家を新築されたので夜遊びに行ったんだけど、なんさま暗かねと。こんなにたくさんの子育て世代があさぎり町には家を構えているのにといい声からでありました。しかし私もちょっと気になりまして、他の町村もですね回ってみました。街路灯については町村にかなりの違いがあります。しかし、防犯灯については、同じように苦慮されているのかなという感じも受けております。最初に申し上げましたが、防犯に関しては灯だけでなく、カメラや地域の住民の方の力も大事だと思っております。まずは見守りボランティア、シルバー見守り隊、婦人会の声かけ隊などもし協力いただける方々があれば、ビブス等の配布などからもスタートでよいのではないかなっていう思いもあります。今後、広く町の安心安全に取り組んでいただきたいという思いで質問しております。いろいろなタイプの防犯灯の検討や、地域の会要望の拾い上げの手段方法等も含め、最後に町長の答弁をいただきたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 防犯灯に関しましてはですね、私も2年間区長したときに、役場のほうから防犯灯のマップを地図をもらいます。そうしますと、電柱1本1本に記号がついてますので、区民から球が切れたよって言うと、どの場所か確認してそれを総務課のほうに連絡するともうすぐ翌日には球を交換していただいたりとかです。ね場所によっては街路樹の枝が上からかぶって明かりがちょっと邪魔されてる、そういうところも電話しますと、電気会社が来て枝を落としてくれたりとかですね、対応はよくしていただきました。私もだぶん町を歩いたときに、そう暗くて歩けないという認識はあまりなかったんですが、でも今加賀山議員言われるように、こういう分譲住宅地、新しい住宅が5件10件というふうにできますと、やはり街路灯の対応が必要になってくると思います。そういうところはですね、これからも早目に対応できるように、また区長さんたちとも連携をとってやっていきたいと思えます。今あの区長さん方も、こういう区民の声を本当に真摯に受けとめて一生懸命動いていただいておりますので、我々も総務課が中心となりますが、そういう区長さん方の御苦勞に報いるように迅速に行動していきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） これで4番、加賀山瑞津子議員の一般質問を終わります。次に6番、久保尚人議員の一般質問です。

○議員（6番 久保 尚人君） 議長。

◎議長（徳永 正道君） 久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） はい、6番久保です。通告書に従いまして質問させていただきます。4月に

尾鷹町政が誕生いたしましたはや4カ月余り尾鷹町長におかれましても随分と町長の仕事になじまれたことだろうと思っております。今回は将来世代の視点を政策決定に取り入れていくことについてと題しまして質問させていただきます。まず皆さんに今回の質問の意味をよりよく理解していただくためにも添付した資料をまず読んでいただければなと思いますので、資料のほうをお願いします。皆さんが資料を読んでいただいている間に質問の要旨を読み上げておきます。町の未来をフューチャーデザインという考え方を取り入れた議論で模索し始めた自治体があります。今も町長トップとした住民が将来の町の在り方を決定するという従来の考え方から、仮想の将来世代がもし意見を言えるのであれば、どのような政策を望んでいるのだろうかというところまでをイメージしてまちづくりを議論するというものです。永続するあさぎり町を作っていくときに、急いで決めることがすべて是ではなく、決定権を未来に残す政治もほんとは大事ではなかろうかと考えるところもあります。私が30歳ぐらいの時だったと思うんですけども、新聞か雑誌で、アメリカの先住民インディアンのある部族が重要懸案を決定するのに、7世代先の子孫の視点から考えて決定するという話を讀んだことがあります。我々が普通言うところの民主主義は現在を生きる人間がよりよい局所最適解を求めているものであって、この部族の民主主義こそ世代を超えた全体最適解を求めようとしてるんじゃないかと当時感じたところでありました。まずこのような話、それから今回の一般質問の全体を通じてですけども町長が感じられているところをお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 町長。

●町長(尾鷹 一範君) 久保議員が提唱されるそのフューチャーデザインというのは、やはり何十年後かの未来の世代と今の世代で議論をしていく確かにそういう議論も必要だと思います。ただやはりトップの座に座る人は、企業であれ首長であれ、やはり自分の中にそういうふうな将来のことを考えて自分の中で自問自答していく。ある意味それが先見性という言い方かもしれませんが、そういう議論の中でそういう議論は私は十分なされてるんじゃないかと思います。また、より広く町民の意見を聞くことも私は大事だと思います。いろいろな人と出会って話をし、そしてその人たちの意見を聞くことも私はフューチャーデザイン、ミニフューチャーデザインといえますいろいろな考え方には多様性がありますし、価値感の違う人たちもたくさん町民にはおいでになりますから、いろんな意見を聞いて、そして総合的にやはり町の財政の問題もありますし、あるいは、すべてを公開できないような情報もあります。そういうやっぱり厳しい判断をするときには、そういうトップに立つ人が自分の中で責任を持って判断しなければならないと思いますので、フューチャーデザインがすべて私はいいいとは考えていないところですが、しかしその事案によっては、事案によってはこのフューチャーデザインを使って町民の意見を聞いて方向性を決めるのも一つの政策の手段だと思います。ですから結論を言いますと、その事案によって事案によってフューチャーデザインに向く事案とやはり向かない事案というそういうものがあって、私はそういうものを使い分けながら、せつかくこのフューチャーデザインっていうのを今回教えていただきましたので、やはりそういうあこれフューチャーデザインがいいかもしれないと思うときには使わせていただきたいというふうに考えます。

◎議長(徳永 正道君) 久保議員。

○議員(6番 久保 尚人君) 早速、町長のほうからある程度の答えを出していただいたわけですけども、私そしたら今回このフューチャーデザインという考え方っていうのを、町長が言われるところのある部分では活用できるかもしれないと、その部分に当てはめていけるように、ちょっと今回フューチャーデザインについて説明をさせていただきたいと思います。今回の一般質問に当たりまして随分資料を調べました。カナダとの国境にある五大湖周辺、これはナイアガラの滝あたりがあるあたりですけども、このあたりのインディアンの複数の部族の集合体であるイロコイ連邦。この連邦憲法に当たる、ザ・グレートバインディングロウこれ偉大な結束法としてありますけれども、この中で、すべての人々、すなわち現世代ばかりでなく、

まだ生まれていない将来世代を含む世代を念頭に置き、彼らの幸福を熟慮せよと記しています。この憲法は後にアメリカやヨーロッパの民主主義にも随分生かされているとのこと。議員としての仕事をしていくときに、やはり将来の住民に負担をかけすぎない行財政運営になっているだろうか、いつも気にするところですが、このような中で、今回去年のですね10月2日の先ほど読んでいただいた朝日新聞のコラムで政策決定、将来世代の視点を取り入れてという記事でありました。このフューチャーデザインですね、やはり徐々にですけれども認知されてきておまして、高知工科大学フューチャーデザイン研究所の西條辰義教授それから大阪大学の原圭史郎環境工学助教授が中心となって各分野で取り入れられております。ここで1番になりますけれども、例えば少子高齢化で人口減少が進むあさぎり町で範囲を広げ過ぎたことで、後世の負担が心配される下水道事業についてというのを上げておりますけれども、この事業にこのフューチャーデザインという議論の仕方をもし取り入れていた場合には、私はもっと違う形でこの下水道事業が完成していたのではないかと思うわけです。当時、役場の一部の方々は気づいていたかもしれませんが、町民はこれだけ人口が減っていくという認識がなかったと思っております。また、将来についても思いが及ばなかった部分があると思います。将来、利用者が確実に減少していくという情報を町民全部が共有しておれば、そして、未来に飛んで仮想の将来世代になって事業を考えることができたとなれば、未来のあさぎり町の身の丈に合った事業規模を選択できたのかなという思いがあるわけです。この点について町長はどのようにお感じでしょう。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、下水道の問題が将来的に考えたらほんとにむだなものが出てくるという予測は立つと思います。ただ、その時点で平成11年度から一部供用が開始されたと聞いておりますが、まずその頃の時代、我々の生活を見ますと、私たちの子どものころは、私の家の横を百太郎溝から二子にかけて川幅が1メートルちょっと広い農業用水が流れてます。子どもの頃はもうそこで水遊びしていました。ハエなんかも上がってきてましたし、田んぼを見るとしびんちゃんなんかが生息していましたが、しかし昭和の終わりぐらいからもう私たちが社会人になった頃は、もう川の臭いが臭くてですねちょっともう水遊びもできるような状態じゃないし、私たちも日々生活を送って、風呂場で流した水が農業用水に流れていく。あるいは台所の残飯は除いたにしても、生活ごつぱい水が川に流れていく、それによって川が汚染される海が汚染される。今プラスチックごみがもう国際的な問題になってますが、そういう中で、この水を使った農業がこれからその安全という意味で、消費者の人達からどう考えられるか、そういうことを考えたときに、やはりあの時代ちょうどその昭和から平成に入った頃は、やはり環境を守るための政策がいろんなところで私は開始された時代ではないかと思えます。今あの中国も、いろんなやはり急激な経済成長でいろんなところで、そういう生活の汚染がテレビなんかで報道されておりますが、まさに今の中国が当時の日本ではなかったかというふうに思います。そこで、やはりこの環境を守るということで、この下水道工事もなされたわけで、広げない、例えば人口密度の高いとこだけやって人口密度が少ないところをやらないとなると、やはりそれでは不十分じゃないかと。環境守るためにはやはり100%可能な限りやるという考え方で私は当時はやられたんだと思えます。確かにこれが、将来人口減少になったときに、無駄な施設にはなるかもしれませんが、でもやはりそれに向かっていろんなことを知恵を出しているのが、いくのがまた政治の仕事ではないかと。これはあさぎり町だけじゃなくて、県国も含めて政治の責任ではないかと考えております。

◎議長（徳永 正道君） 久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） はい、流域下水道計画というのはですね、生活の質の改善、そして球磨川流域の水質の改善、これに大きく寄与しているのはだれもが認めるところです。この事業に尽力された球磨地域の首長、そして議員の皆さん、そして現場を支えた町職員の方や土木関係者の方々には、深く敬意と感謝

を表すところです。ただ、計画をやはり人口密度の随分低いところまで広げてしまったことは一つは反省すべき点かなと思います。というのはこのあたりの資料がもしも上下水道のほうであれば紹介してください。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい、下水道の整備計画につきまして、広げ過ぎたんじゃないかという御指摘もいただいております。まず整備計画区域の設定に関しましては、当時合併前の旧5カ町村それぞれで計画を策定しまして、議会や住民の方々に説明しまして、御理解をいただきながら進められたものでございます。その過程におきましては、住民の方々の強い御要望を受けて、区域が変更されたり、あるいはその広げられたりしたカ所もあったものとは思いますが、当時の各町村の整備方針、町村の財政状況とまた住民の御要望、議会の御判断と大変困難な作業を経まして調整をされましてまとめ上げられた区域が今日の下水道処理区域であるものと認識をしているところでございます。あとこの整備区域の決定の基準、につきましては、これは国土交通省が作成しているものがございまして、これらの事業の新規採択時に、事業の効率性、また実施過程の透明性の向上を図るために、費用効果というものを作成しまして、事業認可を受けているところでございます。これ一言で申しますと、町内の下水道の計画区域において、全家庭、全公共施設、全事業所等を浄化槽で整備した場合と、下水道で整備した場合の費用対効果、生活環境の改善効果等も含めたところの費用対効果でございます。非常に複雑なデータで算出されているものでございまして、そのような比較いたしまして、流域下水道として下水道整備の効果が認められまして、国県の認可を受けているところでございます。当時各町村において、そのような費用効果が算出されたものでございまして、あくまでもその町村の全体計画の中での数値でございまして、個別の集落等における費用対効果というものは想定をされていなかったものでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） はい、今説明がありました実は私が議員になったころに、調べたやつですね、うちの町が下水道をこう広げた面積と人口割をしたときに大体国が基準とするところ2倍ぐらいに2分の1ですね、人口が。ぐらいのところまで広げてしまってたんですよ。そのちょっと資料のどこに出てなかったかっていうのが覚えてないので申しわけないんですけども、そのぐらいのところがあったもんですから、いやうちの町としてはちょっと今から下水道っていうのをしようですね使用、そして将来お金を払っていくってところで非常に厳しい部分が出てくるんじゃないかなと当時思ったことを思い出したわけです。フューチャーデザインを使って未来の人の代弁をすれば、一つは下水道債の起債ですね。起債これが30年、償還が30年というこれを平準化債という債権で20年延ばして50年後の住民までが負担するということになってます。私が思うにはこの50年後の町民の皆さんっていうのはやはり随分人間の数も人口も減っているんで、それを同じように、負担させられるっていうのはちょっと、不利益がこうむるんじゃないかと思ったところなんですけれども、この辺のところは町の認識としてはいかがなんでしょう。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 詳しくは担当のほうから後で説明しますが、やはりそのときの政策として、当時のこの計画を平準化債による償還金の仕組みを考えたときに、50年という、償還は30年になってますが、耐用年数が50年あるから50年の結局利用される人たちが分担しようという考えで平準化債がこういう考え方が出てきたんだと思います。確かに、フューチャーデザインで考えたときに、30年以降50年までの人たちにその負担を負わせるのはいかがなものかという考え方も一つのあり方として考えかたがあるかと思いますが、でも、使える耐用年数の50年までの人達で、またそれを均等に割って利用した分を行うとして使用料として払ってもらうという考え方も一つの考え方ではないかと思っております。だからこの決まった当時はそういう考え方が多分、皆さんやはり議会等で承認されて、これこういうのが通ってきたんだろうと

思います。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい、下水道すいません。資本費平準化債というお尋ねでございます。今町長のほうからもありましたとおり、この下水道整備は、先行投資が多額となる事業でございます。それらの多額の費用を現時点での利用者からのみ徴収をするのではなく、施設の耐用年数に応じまして、地方債により繰り延べまして、その償還という形で適正に今年度の利用者からも負担をいただく制度としまして、この資本費平準化債が設けられているものでございます。これは施設整備の元金償還と減価償却とこれをもって説明申し上げますと、施設整備の元金償還が例えば30年と、償還が30年、下水道施設の減価償却はこちらが50年といたしましたときに、この元金償還の期間と減価償却の機関とのこの差によりまして、その資金不足が生じるとその期間があるということでございます。その資金不足を補うために、この資本費平準化債が活用されるというものでございます。平成16年度から起債の対象が拡大されておまして、他の同時に交付税措置も設けられたところでございます。あさぎり町では、その後の17年度から、資本費平準化債を借り入れているものでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） はい、今説明いただきましたけれども、平準化債を使うことですね、もしもですよ。つくったときに、将来世代がものを入れ言えたらって話なんですけれども、そうすると、やはり一人一人の利用者が負担せないかん額というのを考えてほしいと多分思うたと思うとですよ。自分たちはもうこんだけ人口的に例えば2050年だったら振興問題研究所ですか。そこで試算しているので1万人、うちの町でたしか1万人ぐらいだと。1万人の人が同じような起債をして毎年払う分を均等割りした分を払わないかん。1人当たり払わないかん分と我々のほうが随分重たいよね。というようなことも実は我々物が言えないその将来この町に生まれてくる方々のやっぱり代弁もする人間も必要なんじゃないかなという気がしてるんですけれども、それを含めまして、次の2番に移りたいと思うんですけれども、公共施設等総合管理計画では、公共財産の管理運営費経費を削減するために、公共施設の面積を縮小させ、施設の集約や機能の廃止撤去などの町民にとっても痛みの伴う計画を進める努力をしなければならぬ中で、町長は駅前東駐車場の土地の買収それに防災センターもセンターの新設など公共施設の面積を広げてしまう維持管理、業務を維持管理業務を広げ、計画をお持ちのようなんですけれども、このような計画についてこそフューチャーデザインを用いた議論、これが必要じゃないかと私は思うわけです。この点に関しては、町長いかがお考えでしょう。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） そのこういう公共施設のことに対して、やはり、決断と責任はだれがとるか。という問題になるとフューチャーデザインではだれも責任を持たないわけですよ。だからやはり私たちは選挙によって選ばれて、4年間を託されてきたわけですから、自分たちの決断と責任のもとに政策を決めていく。というところも一つあると思います。それとちょっと先ほどの話ですけども、人口が少なくなってくるから負担が増えていくという考え方が一つ確かにありますが、逆に投資によって、40年後50年後のフューチャー世代から見たら、この当初はほんとはよかったんだろうと言われることがあるかもしれませんが、逆にこれを今やることによる経済効果、そういうものも一つあると思うんですね。この投資をすることによって、例えばあさぎり町の経済効果が上がって、その経済効果があるのとならないとはやはり金額が例えばないならば1億円のもの経済効果が10億になると、そういうことによって活性化することで、そういう負担を軽減することもあるわけです。ただ人口が少なくなるから、負担がふえるというだけじゃなくて、経済効果が上がることで、逆に負担が少なくなるという考え方も私はあるんじゃないかと思えます。そういう意味で、

駅前東駐車場の土地の購入については、やはりあそこを買って、そしてあさぎりの駅前をいろんな商店街あさぎり町の特産品を販売する場所、あるいは食べる場所、いろんな人たちが集まってきて、スポーツなどに興じながら、それをそれで親睦を深めたり交流を深めたり、体力づくりをしたり、またそれによってあさぎり町が最近はおもしろい、行ってみようかという交流人口が増えてくる。そういうことで、あさぎり町に定着する人も増え、定住する人もできてくるかもしれない。そういう中で、やはりあそこを駐車場に広げておく。そして、ポッポ一館前の広場あたりももう少し魅力あるものにしていく。そういう議論も私はあつていいと思います。だから議論の中にフューチャーデザインのように無駄な投資はやめようという議論ももちろん中に含まれてはいいと思いますが、そういう中でいろんな意見を聞きながら戦わせながら、最終的にはやはり区長が自分の決断と判断で決めていくのが今の間接民主主義政治のやり方ではないかと思ってます。また防災センターについては、昨日の話も聞いてもそうですが、これはもう私は必ずやはり必要だと思いません。今これくらいほんとに頻繁に大きな災害が出るときに、こういうひどいところにもう普段は使わなくて、確かにもったいないかもしれませんが、いざというときに、例えば今の会議室を防災センターとして準備する。災害が起きてるときにテーブルいすを並べ変えたり、パソコンを持ってきて配置したり、もうそういうことをやっていますと、初動の動作に遅れがとるわけですから、そのためにはやはり防災センターをきちっと置いとくのがいいと思います。昨日有浦さんの講演の資料の中に鳥インフルエンザが出たときのことも書いてありました。数年前に黒肥地で鳥インフルエンザが発生したときの初動の速さは私はテレビで見てびっくりしました。発生したその日のうちに県職員が大型バスでも数台黒肥地にきてるわけですよ。そのときに余分な話ですけども、私の娘婿も県職員でしたのでもう聞いてましたので、その模様を私も本人から聞きましたけども、ほんとに初動の早さに私は驚いてあのときの対応私はすばらしかったと思うんですけど、そういう意味でやはりむだな投資のように見えますが、それによる経済効果、そういうものも私は考えていくべきではないかなというふうに考えてます。そういうことで、ほんとにこれからの投資は考えていかなければいけない、将来の世代の人たちに負担をかけるものであつてはならない。それは全く同意見でございますが、やはりやるべきところはきちっとやっていくというふうに考えているところです。

◎議長（徳永 正道君） 久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） 先ほどまず最初に、事業において事業をやることで、経済効果が何倍も膨らむというお話をされておりますが、そのときに、経済効果を受けるのはその時代の人たちにどうしても限定されると思うんですよ。違いますかね。1番事業を行った人とか、仕事をした人、それ以外にもやっぱり広がるという感覚があります。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 私が言ったのは工事をした事業じゃなくて、例えば下水道工事によって、もちろんその下水道工事によって建設をされた事業者の人達も潤うと思います。でも、それによって例えばあさぎり町の米、球磨郡の米がこんなきれいな水でつくれるんだということがPRで米を販売するときの強みになるわけですよ。本当に球磨郡の米がこれからブランド化していく上で、このきれいな水でつくっているということが一つの強みになっていく。そうするとこの米が販路が広がっていく。販路が広がっていくということは売り価格が交渉するときに強みが出てくるわけですね。5円でも10円でも高く売れるような強みになっていくわけです。それは今の世代がけだけじゃなくて将来の世代にもその恩恵は残っていくと思います。そういう意味です。

◎議長（徳永 正道君） 久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） はい、今補足の説明をいただいて理解いたしました。確かにそういう水がきれいだというのでいい米ができるというふうなアピールはできると思います。ただですね駅前の件なんで

すけれども、これも駐車場のほう、今後どんな形で開発されるかまだわからないと思うんですけれども、ただそこに町長がいつもおっしゃるその民間の力ですよね。民間の力を入れることで、わざわざ町がその場所を買わなくても、民間の方々が例えばあそこは非常に町民の皆さんも集まりやすい場所ですんで、有料老人ホームであるとかそういう事業者が来ることで、またにぎわいが増すとかそういう考え方も一つあると思うんですけれども、その辺の努力というか誘致をするとか、そういうお気持ちはありませんか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、あの場所に有料老人ホームが来るという話は以前そういう話を聞いたことがあります。土地の所有者の人が、そういう選択をされてあの土地を有料老人ホームに販売されるならばもうそれはそれで土地の所有者の人の権限ですのではないと思いますが、私が言ってるその民間活力を使うということは、公益で町が整備して、それ民間活力で生かしていく。そういう意味で、民間活力ですね。ただあの駅前東駐車場に関しては、これらの貸し担保がありますよね。これをどうするか、もうこれは非常に大きなネックになってまして、これクリアーするのに、民間の知恵をかりれば何とかならないかなというふうな考えは持ってます。でもやはり貸し担保のことを解決する方法があれば、町がこちらが提示する金額で購入が可能であれば、私は町で買って駐車場として整備し、またポップー館からAコープのほうにかけてのこれからの将来のために町が活性化するために、将来また大規模な町村合併があると思います。そのときに、このあさぎりのポップー館前が中心になるような、誰が見ても役場はやはりあさぎりだろうと。あさぎりが中心だろうと言われるような準備をしておかないと、これが他ののところに行くと、もうこれ合併して、皆さんたちも承知のとおりやはり中心がなくなったところは寂れてしまいます。そういう意味で、やはりあさぎり町が中心になるような準備をしておくべきではないかというのは私の考えです。

◎議長（徳永 正道君） 久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） ちょっとフューチャーデザインのほうから話がずれていくんですけれども、駅前の公園整備がありますでしょ。あそこを公園として整備しただけに駐車場として使えないということだと思うんですけれども、あれをまた駐車場として使うために幾つかのハードルをクリアしてやっていくということは考えられないですか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、それは国土交通省の予算でされた事業で、そういう条件がついてあそこは駐車場ではなく広場として使われてると思います。ですからそれをまた国土交通省のほうに交渉して、また例えば駐車場に使いたいんですよと言って使えるものかどうかは、また私の今のところでは判断がつかないところなんですけれども、でもあそこはもっともっと私は活用する方法があると思います。あそこを駐車場にするのはもったいない、1番の一等地でどこからも見えてですねもっと皆さんたちが楽しくなるような、やはり若いも若きも楽しめるようなそういう広場につくっていくことが、投資したことに対して集客力が高まると思うんですね。集客力が高まらないとやはり投資した意味がありませんので、そういう生きた活用をしたいと。そういう考えであります。

◎議長（徳永 正道君） 久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） はい、それでは駅前の話を終わりにして3に参りたいと思います。手始めに公共施設利活用審議会でもフューチャーデザインを活用した議論を取り入れて、将来世代に大きな負担がかからないよう配慮してはどうかという提案ですけれども、これについては町長いかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 公共施設利活用審議会のほうにまず御提案して、こういう手法で審議してはみてはどうでしょうかという御提案をさせてもらって、それで受け入れていただければ取り入れてみたいと思いま

すし、必ずしもこの公共施設利活用審議会だけでなくですね、先ほども当初申しましたように、案件によっては大いにこのフューチャーデザインを使った議論を広げていきたいと思えます。ただ、まだ私たちも、今回久保議員の質問でこのフューチャーデザインということ初めて知りましたので、ちょっとカルチャーショックを受けているところもあるんですが、これを十分私たちも熟知するまで少し時間がかかると思いますが、でもせっかくの御提案ですので、これをしっかり私たちも勉強しながらですね使えるような別の審議会等も含めて使えるところでやはり使って、これを町民の皆さんたちと、これを使いながら議論をすることで、これが本当に町の意味決定の一つの手段となっていくよう、そういうふうな政治の進め方も私はあつていいと思えますし私もそれを十分認識して進めていきたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） 利活用審議会でもですね、各委員の方々のやはり今までの経験とか、育たれた環境とか、そういうもので意見が一つ一つ出てくるわけですけども、その中で最近の審議会の中では非常に委員さんにしたら、荷が重い部分が出てきてるというお話を聞いているんです。というのはやはりそれだけの知識は自分は持ってないのに、いろんな町のゆく行く末を左右するようなことまで任されてしまうというのは非常に荷が重い部分があると。そういうときに、この委員さんにですねこのフューチャーデザインを使って未来に飛んでいただいて、そしてその上でまた意見を自分で組み立てていただけていただくとか、そういうこともできればいいのかなあと思っております。町長が言われるように、委員会だけ審議会だけでなく、ほかの会でも、十分に活用して勉強していただいて活用していただければ非常に紹介した意義があるかなと思っております。将来世代の声なき声を聞いてですね、永続できる町づくりをぜひ続けていただきたいと思っております。最後に一言いただいて終わります。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、久保議員からほんとにフューチャーデザインについて教えて知らしめていただいて、私たちもこういう議論の手段があるということを実際に知ってこれを生かせるような、これを生かした町政も考えていきたい。片一方で先ほど申しましたように、やはり首長としての決断と責任で町の方向性を決めることもあります。そこら辺のところを御理解いただきながら、フューチャーデザインの使えるところに使って、それが一つは町民の町政に対する理解を深めていく一つの手段にもなると思えます。そういうことで町政に関心を持っていただいて、いろんなやっぱり町政の普段知り得ない情報を知ってもらう。そういうことにも役立つと思えますので、そういうふうなことをしっかり認識してこれからの調整に活用していきたいと思えます。ありがとうございます。

◎議長（徳永 正道君） これで6番、久保尚人議員の一般質問を終わります。ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時51分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開します。次に11番、皆越てる子議員の一般質問です。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい。議長。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい、11番、皆越てる子でございます。9月定例日最後の一般質問となりました。執行部におかれましては、大変お疲れのことと存じますが、もうしばらくの間おつき合いいただきますようよろしくお願い申し上げます。それでは今回通告いたしておりました男女共同参画推進につ

いてというようなことで質問させていただきます。質問の要旨に示しております通り、平成11年6月に男女共同参画基本法が公布施行され、若干遅れましたが、平成17年12月にあさぎり町男女共同参画推進懇話会設置要綱が設置され、平成18年4月より施行され現在に至っているところでございます。3次計画に入る前に少し現在の町の状況等を把握確認して進めていきたいと思っております。まず、あさぎり町男女参画推進懇話会設置要綱で庶務は総務課において処理するとなっておりますが、以前はですね、福祉課が担っていたのではないかと思います、その経緯についてお伺いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 町長。

●町長(尾鷹 一範君) 今の皆越議員の質問に担当がお答えする前に、私のほうから男女共同参画社会についての考えを少しお話をさせていただきます。私も男女共同参画社会というのがどういうものかホームページの内閣府男女共同参画局のホームページを見ましたところ、男女共同参画社会とは、男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会とありました。男女共同参画社会が実現しますと、男女が働きやすい職場環境をつくることによって、個人の能力を最大限に発揮できる。二つ目が男性の家庭への参加が進むことで、男女がともに子育てや教育に参加できる地域の活性化が実現でき子どもたちがすくすくと育つ環境が実現すると書いてありました。あさぎり町の基本理念にも笑顔で男女がともに輝くまちづくりとあります。こういう社会に向けて、委員の皆さん方がいろんな議論をしながらその意見をまとめて、また私のほうに意見具申をしていただくということで、皆さんがたの考えを私は共有したいと考えております。ただ、やはりこういう社会があさぎり町でも実現しつつありますし、そういうことで日々有意義な人生を送っておられる方もいらっしゃる中で、まだまだ社会にはですね、笑顔で暮らせない男性女性がおられるのではないかと思います。それは例えば、子育て中の従業員が企業においてですね職場の振り変えからほんとに十分に能力を発揮できない。そういうこともありましようし、やはり子育てに対しても苦勞されているところもあると思っております。また逆に、職場や職場の仲間のへの気遣いからそういう気遣いからやはり男性特に女性の場合は、なかなか職場に定着せずに、そのことがやはり収入が増えてこない収入減につながるということで、やはりなかなか職場や家庭地域で活躍できない、そういう方もいらっしゃると思っております。そういう方々を支援して、そしてみんながほんとに自分たちの能力を十分発揮できて、家庭や地域でも活躍できる、そういう人たちが増えていくために皆さんがたがほんとに御尽力されていることに感謝申し上げますと同時に、ぜひ私も一緒に皆さんがたと男女共同参画推進、この事業の目的が達成されるようにともに頑張っていきたいと思っておりますのでよろしく願います。

◎議長(徳永 正道君) 総務課長。

●総務課長(土肥 克也君) はい。御質問のありましたあさぎり町のこの男女共同参画推進にかかわる所管課につきましても経緯を御説明申し上げます。議員がおっしゃっていただきました平成18年4月からこの懇話会を設置し現在に至っております。その設置の時点におきましては、議員おっしゃったとおり福祉課で担当をしておりました。といいますのが、先ほど男女共同参画基本法の成立も御説明いただきましたが、最初の男女共同参画の主な重点目標といいますかテーマが女性の人権でございました。当時の福祉課で所管、これは現在も所管しておりますが、人権対策というものを所管しております。そのことから、まずは福祉課のほうで推進を行っていくというもので始まったと記憶しております。その後、翌年、翌々年ですかね、総務課のほうにこの推進につきましては移管されたものでございますが、これにつきましては、国はもう既に2次3次と移ってまいりました。県もその時点では2次の計画を掲げました。先ほど言いました女性の人権というものからさらに、男女共同参画を推進するために、少子高齢化による女性の就労、ワークライフバランスとか男性の育児や介護参画等々、推進するための重点施策といいますか、目的が変動してまいりました。このことから、町におきましても、人権だけではなくて、すべての課がかかわることとしてそれを総括する

ために総務課に移管したというものでございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい、わかりました。町村によってはですねその福祉課が担っているところがありましたので、うちもその経緯を伺ったわけでございます。次にですね、男女共同参画球磨地域ネットワーク協議会が設置されているということをお聞きしました。協議会の主催によりまして講演会が開催されるということですが、現在のですね実施状況、また地域のですねリーダーの参加状況についてもお伺いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。球磨地域でのネットワークについては組織化されております。地域を挙げてやはり生活状況であったり経済状況が圏域というものはやはり似通っております。ですから、この男女共同参画を推進する上では、同じ目線でといいますか、同じ情報を共有し研修を研さんを深めていくということからネットワークを組織されております。その活動といたしましては、いろんな情報の提供であったり、一堂に会して意見交換をしたり、研修を行っているということでございます。町からの参加といたしましては、懇話会の会長または副会長等に参加し、またその中で学んでいただいたことを収集した情報等を町の懇話会につないでいただくというものでございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい、これは年に1回か2回開催されるわけですかね。開催の時期とかもお知らせをお願いしたいんですけど。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 申し訳ありません。年にその定例的に定期的に開催されるのかその時期等について資料を持ち合わせておりません。申しわけありません。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） 私も球磨地域のネットワークがあるということをやっと調べましたらありましたので、総務課長にお尋ねしたわけでございます。次にですね、事例についてお伺いしたいと思います。男性職員でですね育休を取得された事例はありますかお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。これにつきましては、最初に申し上げますが私の記憶の範囲内ということでお答えさせていただきます。合併してからの男性での育児休業取得者は2名と記憶しております。事実、現在、育児休業を取得している職員が1名おるものでございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい、1例でもあるとですね男性職員も習得しやすいのではないかな、そんな思いもしまして、個人差もありますが、無理とは言いませんがまた仕事の都合もありますし、今後の課題でもあるかなと思います。またですね男性の料理教室が開催されておりますが、その参加状況についてお伺いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい、男性料理教室については、健康推進課所管で行っておりますけれども、例年ですね10名程度の参加があっていると聞いております。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） 10名程度というようなことでございます。広報紙にもですね掲載されておりますので、男性の料理教室があったかなということを知ることができます。その男性もですね年配

の方が多と思いますけれどもその年齢層についてはどういう把握をされておりますでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。ちょっと資料を持ってきておりませんが、今まで聞いた話によると大体定年退職された方がほとんどだというふうに聞いております。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい、こういったことを健康推進課でこれからも継続してやっていけるつもりでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい。今後ですね、もうちょっと周知等行ってですね多くの方に参加していただけるようにしていきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） 以前はですね、もう男子は台所に入るなどというようなことでお聞きしておりましたけれども、今はですね男性もお買い物と一緒にいたり、料理もですね結構されておりますので、この男性の料理教室も継続してやっていくといいかなあというようなことで考えております。次にですね、あさぎり町の男女共同参画状況を私なりに考えてみますと、組織では農業委員会があると思います。またですね教育委員会では委員の方々、スポーツ推進委員、体育協会の支部の役員方も女性が参加されておるとは思いますがその状況等をお聞かせお願いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、農業委員はですね、昨年から新たな制度で農業委員26名のうち女性の委員が2名いらっしゃいます。1名の方はですね人吉球磨女性農業委員の会長をされておまして、その方が熊本県農業女性の会の副会長をされている状況です。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい。教育委員さんのことでよろしいでしょうか。教育委員の方につきましては、前回の議会で任命同意をいただきましたけれども、その方を含めまして2名、ですので4名のうち2名が女性ということになります。それから、スポーツ推進でございますけれども、今現在27名の方に活躍していただいておりますけれども、女性委員はそのうちの9名というふうに伺っております。またあの各地区支部ですね、支部の体育協会等もございしますが、その辺の話し合いについても大いに女性のほうに女性の方の役員に参加していただいているというふうに聞いております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） わかりました。議会もですね3名がおります。消防団もですね女性消防団というようなことで、防災士会もですね女性の方も参画されて活躍しておられる状況でございます。また女性の区長さんもですね、現在は何名おられますでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、本年度区長におかれましては1名、女性の区長がいらっしゃいます。皆越議員。はい、わかりました状況を把握することができました。昨日もですね、須恵文化ホールに区長として出席されておられました。聞くとところによりますと、前区長さんが高齢で区長をやめさせていただきたいというようなことだったので、私も4月になって返事をしたというようなことございました。しかし、まだちょっと仕事をしているので、会議等の出席もできない状態であるというようなお話でございましたので、頑張っねというように、別れた次第でございます。区長さん、つまり地区のリーダーとしてですね女性が担うということは大変なものだと思います。そこで、昨夜ですね、町長の言葉よりヒントを得ることができました。それはですね連日災害とか防災の言葉が飛び回っている中でですねいつどこで災害が起きて

もおかしくない現在、9月2日の熊日新聞を引用しますと、民間資格防災士の登録者数の累計は8月末時点で17万7,269名、うち男性が14万9,344名、女性はですね、2万7,925名、熊本県におきましては、男性の防災士が2,010人女性が450人というようなことで、22.3%となっております。そこで、女性防災士の育成にも町も力を注いでいただきたいなという思いがしたわけでございます。といいますのも、婦人会の総会とかですね、また地区の総会と女性防災士の講演を聞く機会が増えまして、あさぎり町内にも女性防災士の方が以前あさぎり中学校の炊き出しの仕方、また婦人会と防災のかかわり方というような演題で講演をしていただきました。そういった経緯の中でですね、まず校区にですね最低1名の防災士女性の方の確保が欲しいな、そんな思いでしておりますけれども、町長の考えをお聞きしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、それについては私ももう大賛成です。女性の防災士、そういう方が校区だけじゃなくて、地区にやはりいていただきたい。そのように思います。ただやはり現実として皆さんまだ仕事を持っておられますので、その防災士の研修、こういうものは仕事に差しさわらない時間に開催しながらですね、そういうことで参加しやすいシステムづくりで防災士の研修を行って公募していけたらなと思います。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） そこにですね、3次計画の中にその防災士の育成というようなことを盛り込んでいただければなというようなことで提案したわけでございます。昨日ですねホームページを見てみますと、富山県ですね砺波ってところのホームページを見ることができました。そこではですね、女性防災士が40名と一挙16人が合格してですね、そこは市ですけども、21地区に2名以上の防災士を置くというようなことで、育成に進めていくというようなことの記事が載っておりました。実施もですね県内で防災士の資格を取ることを実施しているので経費も安価で済んでいるというようなことでございましたので、私もこのホームページを見ながら、あさぎり町もこういうことに挑戦していただきたいなという思いで質問したわけでございます。それとですね、町長も区長さんは2カ年を1期として変わられる場合が多いということも発言されましたので、防災士のですね方が地区のサブリーダーとなつていただくと、考え方も一理あるかと思っておりますけれども、女性のサブリーダーだというようなことでもいいかなと思っておりますけれども、その辺のところのお考えをお聞きしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、もう必ずですね、私も区長時代に自主防災組織をつくった経緯がありますけれども、やはり男女の仕事に差別を付けてはいけないと思うんですが、女性でないとできない仕事もあります。女性だからこそできる仕事もあるわけですので、もう重要な役割を担ってもらうことになると思います。これこそ男女が共同して活躍する活動できる場所をそういうのをつくっていくことが、しいては地域の活性化にもつながっていくと思います。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） わかりました。防災士はですね民間資格であり、特定の権限や義務責任はなく、取得した人が防災のプロというわけでもありませんというようなことでございます。防災士の資格を取得過程で防災に関する正しい知識を得ることができるというようなことで、ここに記載されておりましたので御紹介しておきます。誰を女性防災士として選んでいただくというのは困難かと思っておりますので、まず女性消防団員に打診してみるというようなことも一理あると思っておりますけれども、そういう点についてのお考えを聞きたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、今女性消防団員は、役場職員以外にはいないと思うんですね。でも地域には、

やはり地域のために一生懸命活動していらっしゃる方がいらっしゃいますので、そういう方をですね、呼びかけることができると思います。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） わかりました。消防団員の方もですね役場職員じゃなくて地域の方も入隊しておられると思いますので、その人たちにも打診していただければなどそういう思いで発言させていただきました。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 私の勘違いで一般の団員の方にも女性団員がいらっしゃるそうですので、そういう方には声をかけてみたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） 打診していただきたいと思います。総務課長にお尋ねしますが、男女共同参画推進懇話会委員がですね、現在11名だと思います。そこにですね、この男女問わずですね、防災士の資格を持った方もですね、この懇話会の委員の方に参加できないかなあとということで提案申し上げますがいかがお考えでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。懇話会の委員おっしゃるとおり11名で構成しております。懇話会の委員の皆様には、当然女性の方が多く入って推進についてのいろんな調査研究をしていただいているところがございます。この防災につきましても、先ほど言いました国がどんどんメニューを拡大して推進しているという状況がございます。既に防災につきましても、女性の視点からの防災というものがやはり重要になってくるものというのが定められております。町の基本計画につきましても、先ほど質疑がありましたとおり、防災リーダーとして女性に担っていただきたいというのが掲げております。ただ、防災士というものはまだ具体的には掲げておりません。ということで、現在、町内には防災士の資格認定する団体でございますが、防災士機構のほうからの情報によりますと15名の防災士が町内にいらっしゃると。その中で女性は3名でございます。2割が女性ということで、その3名の方に入っていただくというものもやはり必要なことだと考えておりますが、さらにその防災士女性の防災士を増やしていくという事業と申しますか、働きかけ取り組みも進めていく必要があると考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） それではこの懇話会の中にはその男女問わずですね、どんどんなたでもいいと思いますけれども、検討の余地はあるということでもいいでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、懇話会の設置の目的が、男女が家庭、地域職域等あらゆる分野に自由な意思で参画し、ともに社会的責任を担いながらというものがございます。先ほど言いましたテーマの一つとして、防災というものがありますので、十分防災に関して知識を有している方、が入っていただくということは必要なことと考えます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） 総務課長の答弁のとおり、前向きに御検討をお願いしたいと思います。次にですね、第1次はですね概要版というなことで、このあさぎり町男女共同推進基本計画の概要版ができ上がりました。それで、概要版では家庭地域職場学校などのあらゆる場所に参画できるようなまちづくりを目指して、笑顔で男女がともに輝くあさぎり町を基本といたしまして実現に向けて取り組んでこられました。第2次でですね、この改訂版というなことで、男女共同参画に関する町民の意識調査を18歳以上の男女1、

500名の方に依頼しまして、回収率が529通で35.3%の実績を見たというようなことでございます。現在ですわね折り返し地点ですが、3次の計画では、町民への意識調査の実態、また回収率のアップにも力を注いでおられますので、第3次計画のですね、予算の措置、また委員の任期もですわね令和2年の3月31日になっているようでございますので、この懇話会のですね再任のですね方向も視野に入れていただくとより計画ができるものと思いますが、二つについてお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、町が掲げます策定しております基本計画につきましては、今議員がおっしゃったとおりでございます。第1次計画、基本計画から始まりまして、平成29年度ですわねから第2次に入ったところでございます。5年間の計画でございます。令和3年度を持ってこの計画を定めております。懇話会につきましても、議員おっしゃいましたとおり本年度が任期でございます。来年度もこの推進を行うに当たって懇話会の組織を編成することになります。それから先ほど質疑でもありましたとおり、いろんな分野で知識能力をお持ちの方に懇話会に入っていて、新しい町の推進計画を策定するに向けて進めてまいりたいと思っております。現在がちょうど中間年度にあたるものでございます。今年度、今の実施状況等を検証することも必要でございます。また、前回行いました町民の方への意向調査、これは同様の質問を行うべきということでこないだ懇話会でもこの間の意見をいただいたところでございます。変化率といえますか、動きがわかる。そして新たなテーマでの意識の確認、調査も必要かと思っております。それを来年度に行い、令和4年度からの第3次計画につなげたいと考えているところです。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） 総務課長説明いただきましたけれども、やはりですね、これも資料がですね全戸配布となっておりますので、この予算の措置もですねいると思いますのでその点についてもお伺いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。予算につきましても所要予算額を要求してまいりたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい、わかりました。懇話会の委員さんがたがですね働きやすいような予算措置、そしてまた委員さんがたのですね再任もよろしく願い申し上げます。次にですね、懇話会の中では条例の制定についてというようなことで話が出ているようでございます。市町村の男女共同参画推進条例の策定状況を見ますと、平成30年4月現在ですわね県内での確定率は44.4%になっております。球磨郡市ではですね人吉市と山江村というようなことで条例の制定がなされております。第3次の計画ではですね、細かいものでは条例の制定もというような方向性も視野に入れておられますので、その点についての総務課長の見解をお伺いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、条例制定につきましては、今議員おっしゃいましたとおり、県下45市町村のうち20市町村が策定済みでございます。郡市人吉球磨郡ですわねにおきましては2市町村ですわね策定しているというものでございます。この推進条例につきましても、やはり町がこの男女共同参画に向けた目標といいますか姿を示し、それに対する理念、また町事業所町民皆さんがたに求められる役割また責務を掲げることになります。懇話会の中でも、やはりそういうあるべき姿を見せることが必要という御意見をいただいたものでございます。さらに懇話会の中で、先ほど言いましたとおりあらゆる分野の方がいらっしやいますので、今後も調査、研究協議をなされるものと思っております。懇話会の役割の一つの中に、町の男女共

同参画推進事業に関する意見を町長に具申するという役割を求めているものでございます。そのような意見の中に、新たにその条例を設置する必要があると。いうものが今後あるかと思えます。そのような際に十分に町のほうでも現在の状況、また町の事業の行い方等を踏まえながら、真剣にまずかつ丁寧に考えていきたいと思っているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） 総務課長が今説明されましたが、町長に具申するというようなことでございますので、町長の意見を拝聴したいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、今総務課長から話がありましたように、第2次基本計画の進捗状況とかアンケート内容を検討していただいた結果を私のほうにお聞かせいただいて、そしてまた今後の取り組みた等もですね、その推進条例の作成とか、あるいは第3次基本計画策定のためのいろんなプランとか、そういうものをお聞かせいただいて、一緒に活動していきたいと思えます。冒頭申しましたとおりに、ほんとに日本は豊かな社会になってきてその豊かさを恩恵を受けている人と、やはり子育てとか介護によってほんとに職場や家庭や地域でまだまだ活躍できる人たちが活躍できていないそういう状況をぜひ皆さんがた委員の皆さんでですね、そういう声を大きくしてもらって、是非もうあさぎり町ではこういうことやってるんだということを県とか全国で大きな声で発表していただけるように、今、皆越議員のいろいろな質問をお聞きしまして、そういう熱意を感じたところでございます。私としましても精いっぱい一緒に問題課題、具申された意見を共有して一緒に進んでいきたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） 町長のですね力強い言葉ありがとうございました。条例の制定につきましてはですね、この私あの人吉のを見させていただきましたが、結構期間がかかっておるもんですから、今ですね早くからそういう案を提案しないと、これは3次計画には間に合わないかなあというようなことで提案させていただいたわけです。3時に向けては、ぜひともやりたいという懇話会の意欲はございますので、その辺も含めて設置を質問させていただきました。それとですね、条例が制定されますと、懇話会というのはもう消滅するんですかね、どんなでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。まず、現在町に設置して委員の皆様方に行って協議を行っていただいております懇話会につきましては、所掌事務といえますか、行っていただく業務が男女共同参画に係る調査研究に関すること。基本的な施策の検討及び推進に関すること。社会の形成に関することということで、あらゆる分野から参画参加いただきまして、それぞれの御意見をちょうだいして町に対して意見を述べていただくという、今回、今後この条例の制定を行った場合には、さらに先ほど申し上げましたとおり条例では目指す姿に向けて、すべての方々の役割、責務を掲げることになります。それにつきましても、いろんな分野からの検証といえますか、分析を行っていただいたり、さらに町に対しての調査審議を行うというもので、条例を掲げている自治体におきましては、すべて審議会のほうを設置しているものでございます。熊本県のほうも県の条例を定めまして審議会を設置しており、そこに規定してあります業務内容につきまして、紹介させていただきますが、まず審議会につきましては、審議会は、知事の諮問に応じ次に掲げる事項を調査、審議するとなっております。審議する事項につきましては男女共同参画社会の策定に関する事項。苦情の処理に関する事項。これは条例で定めるものでございます。そして、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の評価に関する県の事業の評価を行う役割も担っていただく。また、県の社会の形成に関する重要事項ということで、担っていただくといえますか、協議いただく内容がさらに条例に基づく観点も含めての

協議になると思いますので、必須とはないとは思いますが、例に漏れず条例制定後には審議会の設置が伴ってくると考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） わかりました。詳細についてですね総務課長説明していただきましてありがとうございました。球磨郡ではですね、一つ一村の男女共同参画推進条例が制定されておりますので、是非ですね笑顔でみんながともに輝くあさぎり町をですね町民一体となって取り組んでいこうではありませんか。以上ですね、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（徳永 正道君） これで11番、皆越てる子議員の一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会いたします。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 礼。

午後3時30分 散会